

# 特定非営利活動法人 SAA 日本システム監査人協会報

## 第7期 日本システム監査人協会総会特集

平成20年2月18日(月)、御茶ノ水総評会館にて、創立20周年となる第7期通常総会が98名の会員の参加を得て開催されました。総会のあとに行われた記念講演会の内容を含め、その盛会の様子を報告します。

### 第7期通常総会

通常総会は、沼野伸生氏の司会のもとで、出席者93人、委任状413人(総会出席資格者900人、定足数は450人)で成立し、小野修一氏を議長に選任して行われました。

総会議事は、1.定款変更、2.平成19年度事業報告、同会計報告、3.平成20年度事業計画、4.同予算について、鈴木会長および会計担当蒲ヶ原理事から説明がありました。以上の議題は、質疑応答の後、議案通り可決されました。(議案全文後記)

さらに、今年度は役員改選の時期にあたるため、5.平成20年度の役員選任が提案され原案どおり可決された後、若干の休憩時間を頂戴して臨時の役員会が開催され、会長に鈴木信夫氏が再任された他、8名の副会長が決まったことが報告されました。

### 創立20周年記念講演会

同日午後、約300人の参加を得て、以下の内容で実施されました。

冒頭に鈴木会長より、20周年とはいうものの過去の経過はそれとして、未来を如何に構築していくかが大切だ、という趣旨の挨拶がなされました。

当協会の会員でもある衆議院議員棚橋泰文様より祝電を頂戴いたしました。

ご来賓挨拶として、経済産業省商務情報政策局情報政策課企画官 村上 敬亮氏より大変含蓄のあるご挨拶がありました。

#### 記念講演 (1)

題目: 内部統制と監査について

—会社情報の信頼性の確保とIT—

講師: 日本公認会計士協会会長 増田 宏一氏  
記念講演 (2)

題目: 経営とIT—世界への挑戦—

講師: ㈱東京証券取引所常務取締役 鈴木 義伯氏  
記念講演 (3)

題目: システム監査のこれからの10年を考える

講師: 日本システム監査人協会副会長 小野 修一氏  
記念講演 (4)

題目: システム監査人協会活動のご紹介

講師: 日本システム監査人協会理事 竹下 和孝  
(ご挨拶要旨と講演要旨は後記、講演(4)は省略)

記念講演会の前後で発行されたばかりの監査実務マニュアル第三弾「J-SOX対応 IT統制監査実践マニュアル」の割引販売が行われ、大勢の方がお求めになりました。

記念講演会終了後、ご来賓の方を交え約50名の会員が参加して懇親会が開催されました。ご来賓や遠隔地からの会員を主にして次々とご挨拶を頂戴し、大いに盛り上がりました。



20周年記念講演会会場風景

### 目次

1. 日本システム監査人協会20周年総会特集	1
20周年記念講演会ご挨拶	2
20周年記念講演1	2
20周年記念講演2	4
20周年記念講演3	7
投稿「記念講演会を聴いて」	9
2. 第7期総会資料	11
3. 中部支部合宿報告	51
4. 第134回月例研究会報告	56
5. 自治体向けセキュリティセミナー(昭島市様)	57
6. 新任・退任理事挨拶	58
7. 平成20年度第1回理事会議事録	59
8. PMSセミナー案内	62
9. 編集後記	64

## 創立20周年記念講演会

### 創立20周年記念講演会

ご来賓挨拶要旨

経済産業省商務情報政策局情報政策課企画官  
村上 敬亮氏

システム監査人協会がその活動を改善・継続し、20周年を迎えられたことに敬意を表します。2000年前後に情報処理技術者試験の見直しがあった時、私も関与していましたが、システム監査技術者が一遍合格しただけの技術者でいいのかと疑問を提示して、今日の公認システム監査人制度や協会のNPO化に繋がったと記憶しております。

私は、現在「CIO戦略フォーラム」という勉強会をやっています。上場企業を中心とした我が



村上敬亮氏

国企業のITガバナンスの実態を見ると、約3割の企業では、ベンダ丸投げとはしない全社戦略のあるシステム構築が行われていますが、約7割の企業では、従来どおりベンダ丸投げ型のSI契約で情報システム構築が行われている印象です。また、システムの設計がAs Isの現場プロセスに依存しており、概念データモデルなどを用いたTo Beのデータプロセス設計が、ベンダ側はもとより、ユーザー側においても行われなくなっているように見受けられます。

世界は、ITを活用しながらより競争力の高いバリューチェーンの構築に邁進しています。こうした現状を、ゆでガエル状態に陥った経営トップが見過している間は、システム部門もITガバナンスの改革提言の出しようがなく、ベンダもただ、現状を追認しているしかありません。ITによって競争力を上げていくためには、システム監査人こそが、経営者に直接ものを言えるようになる必要があります。

日本システム監査人協会とシステム監査人各位の今後の精進と発展を願って挨拶と致します。

(文責 富山)

### 創立20周年記念講演(1)

題目: 内部統制と監査について

- 会社情報の信頼性の確保とIT -

講師: 日本公認会計士協会会長 増田 宏一氏

#### I. 日本公認会計士協会の概要 (省略)

#### II. 我が国政府の金融政策 (省略)

#### III. 一連の有価証券報告書の虚偽記載事件(省略)

#### IV. 会社情報の信頼性確保に対する協会の主張

##### 1. 二重責任の原則

財務情報の開示制度は、財務諸表作成者である企業の責任と信頼性を担保する監査人の責任との2重構造の上に成り立っている。

##### 2. 財務諸表監査の前提

(1) 監査は、民法上の契約で行われ、会社の理解と協力が前提となっている。

(2) 監査は、財務諸表全体の適正性を保証する業務である。

(3) 監査は、一定の監査時間と監査報酬の制約の中で実施される。

(4) 監査は、内部統制の整備を前提に試査で行われる。

##### 3. エンロン事件等の会計不祥事とSOX法の成立(2002年7月)

財務諸表の信頼確保のための総合的な施策が実施され、企業の対応策として、内部統制報告書が導入された。



増田宏一氏

#### V. 内部統制報告書の導入の要請

2004年12月、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)は、会社情報の信頼確保のために金融審議会において内部統制報告書の導入を要請した。これは、次の事柄を根拠としている。

- (1) 二重責任の原則より、監査人の責任と共に、企業が作成者としての職責を遂行できる体制を整備する必要があること。
- (2) 商法改正要綱案において、取締役設置会社に対し内部統制の整備を求める方向で検討

- されていること。
- (3) 証券取引法に導入されている経営者確認書（任意提出）が効果を発揮するには、経営者が適正記載を確認する基準が必要であること。
  - (4) 東京証券取引所において、経営者確認書の制度化が検討されているが、当該制度においても確認の基準が必要であること。
  - (5) 米国以外にフランス、韓国、イギリス及びEUにおいても、類似の規制があり、内部統制に関する情報提供が求められていること。
  - (6) EUによる我が国会計基準の同等性評価に影響することが危惧されること。

## VI. 会社法における経営者の責任

大和銀行ニューヨーク支店における巨額な不正事件とその判決を受け、平成14年商法改正において、委員会設置会社の取締役会に内部統制の構築義務が課せられた。

更に、会社法において、委員会設置会社のみならず、大会社である取締役設置会社においても、内部統制に関する事項を決定しなければならず、当該決定事項は事業報告に記載されることになった。（法第362条、施行規則第100条、118条）

監査委員会または監査役は、内部統制を監査の対象とし、その結果は、株主総会召集書類に添付される監査報告で開示される。（施行規則第129条）

## VII. 我が国の内部統制報告書への対応

以上のような動向を踏まえて、平成18年6月に成立した金融商品取引法において、財務報告に係る内部統制報告制度が導入された。

企業会計審議会は、平成17年12月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準案」を公表、さらに平成19年2月「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」を公表した。

協会は、平成19年10月「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」を公表し、また、会員に対する研修の実施やIT相談・IT支援制度等により、会員の支援に取り組んでいる。

## VIII. IT時代の到来

### 1. 内部統制とIT

内部統制には四つの目的（①業務の有

効性と効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に係る法令順守、④資産の保全）がある。

企業活動においては、資金、財・サービス及び情報の3つの流れがあり、これらは相互に深く結びついている。内部統制の四つの目的のうち、財務報告に係る内部統制は、経営者の評価及び監査人の監査対象として標準化しやすいこともあり、財務報告に係る内部統制の報告制度が導入された。

内部統制の6つの基本的要素は、①統制環境、②リスク評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応となっている。最後の「ITへの対応」は、COSOフレームワークが検討された時代と比較し、今日の企業活動のIT化が格段に進展していることを反映し、追加されたものである。

### 2. ITシステムへの対応

財務報告の内部統制はITの利用を抜きには考えられないし、内部統制監査には、ITを利用した監査が、内部監査としても、外部監査としても不可欠である。

公認会計士業界では、IT専門家の養成が必要であることから、①監査法人におけるIT専門家の養成、②改正公認会計士法により導入された特定社員制度の活用による監査法人のIT能力の強化、③協会の中小事務所等施策調査会のIT支援制度の活用、等々を行っている。

また、協会は、従来、情報システム業務とアシュアランス業務の調査研究を別々の委員会で行ってきたが、2001年に両業務を統一して「IT委員会」を設立し、同委員会において、IT業務についての調査研究の充実を図っている。

## IX. 終わりに

1. 我が国経済は技術立国を柱にしながらも金融立国を視野においた経済発展が必要であり、アジア資本市場のゲートウェイとしての我が国資本市場の発展が急務である。

2. XBRL(eXtensible Business Reporting Language)による財務情報のディスクロージャーが、平成20年4月以後、世界に先駆けて、本格的に開始される。これは開示する財務情報から利用する財務情報への流れを示している。

3. 財務報告に係るITシステムの信頼性の

確保がディスクロージャー制度の信頼性に直結している。これは内部統制報告制度における企業内のシステム監査の重要性に繋がっている。

4. システム監査人と公認会計士の連携には、監査の現場での連携だけでなく、IT 専門家の育成や日本システム監査人協会と日本公認会計士協会の情報交換等においても一層の連携が重要であると考えられる。  
(文責 富山)

## 創立 20 周年記念講演 (2)

題目: 東証の経営と IT—世界への挑戦—

講師: (株)東京証券取引所常務取締役

鈴木 義伯氏

### 1. 証券取引所の役割

証券取引所の役割は、株式の発行市場と流通市場を提供するものであり、両者は車の両輪で流通市場での評価が市場メカニズムの根幹である。

### 2. 証券取引所の IT 高度化の影響

IT の高度化は、証券取引所の市場機能の全面 IT 化が促進され、大変革をもたらした。現象として

- ① デリバティブ、指数連動型など IT 利用を条件とした上場金融商品の多様化がある。
- ② オンライン注文などビジネスモデルの変革が進んでいる。
- ③ 投資家がコンピュータで自動注文するような IT 化もある。
- ④ 投資家は世界の取引市場を選別し、投資する。東証の外国人シェアが 6~7 割になってきた。
- ⑤ 市場のオープン化と市場連携の国際化が進行している。

以上により、注文件数の激増と時間集中度の加速化が進んでいる。

### 3. 一日当たりの注文件数の推移

一日当たりの注文件数は、昨年 8 月に 1200 万件にも達し、取引の小口化と大量化が顕著である。この傾向は益々強まると考えられる。

### 4. 東証の IT 高度化への取組み

東証は証券市場インフラ機関として、上場

商品多様化や現行システムの能力増強と共に、事業継続確保の一層の強化のため、取引システムのバックアップシステム設置に加え、世界最高水準の処理速度と能力を持つ次世代売買システム開発に取り組んでいる。

### 5. システム基盤の強化

現行システムの継続的能力増強を行ってきた。

### 6. 全社最適化への取組み

東証としてはシステムの全社最適化推進のため、東証の EA (Enterprise Architecture) を体系として整備し、それに沿ってシステムの運営、開発を継続的に実施し、全社最適を進める。

その具体策として

- ① システム運用・開発標準の改善・整備
- ② システム運用体制の統合
- ③ 情報システム統合基盤整備と情報システム構築技術モデルの制定
- ④ 東証データモデル (データの最適化構造) の確立とデータ協議会 (eDIC) の設置
- ⑤ システムキャパシティ管理の強化とシステム全体の能力整合性確保を行っている。



鈴木 義伯氏

### 7. IT マスタープラン基本方針

当取引所の企業価値を継続的に高め、国際的な市場間競争に打ち勝つ為に、市場利用者の視点に立ち、経営と IT が一体となって、より高度な IT アーキテクチャーの構築及び IT ケイパビリティの向上を推進する。このために

- ・ システム最適化計画 (EA) を導入し、市場ニーズ及び経営戦略を実現するべく、継続的に全体最適の観点から、IT システムの運営・構築を推進する。
- ・ 信頼性・安全性を十分考慮しながら、経営環境の変化に即応できる柔軟性、国際競争力、投資効率のそれぞれに優れた次世代システムを構築する。

- ・東証グループのITケイパビリティを向上させ、開発及び運用に関する品質向上に資する活動を継続し、ITを活用して新たな事業展開を目指す体制を早期に整備する。
8. 東証アーキテクチャー一覧 (省略)
9. 情報系システム再編の概要 (省略)
10. システム維持推進運用体制の整備  
2006年2月CIOの招聘、同年4月システム本部を設置し、業務部門とIT部門を分離した。更に同年6月システム本部を再編し、IT企画部、IT開発部、ITサービス部、品質管理部を設け、開発と運用を分離した。
11. ITサービス部の目的及び具体的アクション  
ITサービス部の目的は、従来のシステム毎の個別運用体制から集中統合した体制とし、東証全システム運行のクオリティ向上を図る。それにより投資者をはじめとする市場利用者に対し、ITを通じ東証に求められる利便性及び信頼性の高い安定したサービス提供を継続的に提供することを実現する。  
具体的アクションとしては
- ① ITサービス部はプライマリセンタ内に設置し、東証プロパー社員が常に市場利用者を意識した上で、自ら主体的に運用ベンダーと一体となってシステム運行に取り組む。
  - ② 業務部門、開発部門及びベンダーの役割を明確にした上で、各々の役割を確実に実行する過程を通じ、相互に牽制機能を働かせ安定したサービス提供を実現する。
  - ③ 各システムの運用オペレーションルームを同一フロアに集約し、全システムの横断的な集中監視を実現する。
  - ④ 運用業務プロセスの標準化、最適化を実施し、運用品質の均一化及び運用業務の効率化を図る。
12. システム本部の組織体制と役割 (省略)
13. 次世代売買システムの構築  
～世界最高水準を目指す～
- 次世代売買システムは、世界最高水準を目指すため、次のような目標値を定めて構築に取り掛かっている。
- ① 高速性  
注文受付レスポンス 10ms 以下、約定通知レスポンス 40ms 以下
  - ② 信頼性  
データロストの回避、時間優先の徹底、ロード3重化、99.999%以上の可用性確保
  - ③ 拡張性  
分間ピーク件数の2倍のキャパを確保、拡張超過にも1週間以内に対応
  - ④ 堅牢性  
バックアップサイト構築、被災時24時間以内で業務再開  
以上の目標達成のために設計・開発段階から各々のマネジメントを徹底する。
  - ⑤ 新サービスへの対応  
新市場、新商品追加の柔軟性確保、オーダーブック情報のリアルタイム配信など
  - ⑥ コスト競争力の向上  
オープンサーバやOSSにより投資額/年間経費を低減
14. バックアップサイト対応のイメージ (省略)
15. 次世代システムにおけるプロセス改善の取組み  
次世代売買システムの開発では、以下のような取組みを実施している。
- ① 詳細入札仕様書 (RFP 約 1500 ページ) を作成、これには5ヶ月2億円をかけた。国際入札に2ヶ月、選定に2ヶ月かけた。(以前は要求仕様書から作って貰っていたものを内製とした)
  - ② 要件定義・外部仕様書・外部接続仕様書を内製化した。不足技術者は外部支援技術者を投入した。これにより責任が明確となり、外部の見積りが正確になった。(約 4000 ページ、5億円はかけている)
  - ③ 基本設計～システム試験は請負、システム運転試験は自社とし、請負期間中の要件の実現機能設計成果物はレビューを実施し品質の十分性・網羅性を確保する。
  - ④ 開発工程の組替えを実施し、前工程で品質の創り込みを実施する。具体的には、基本設計・詳細設計中に要件定義の変更内容を評価判定し、要件定義の品質チェックを実施する。  
変更履歴を取得し、それを分析、評価し品質レベルを早めに把握し、必要なら見直しなどのアクションを速やかに実施することに

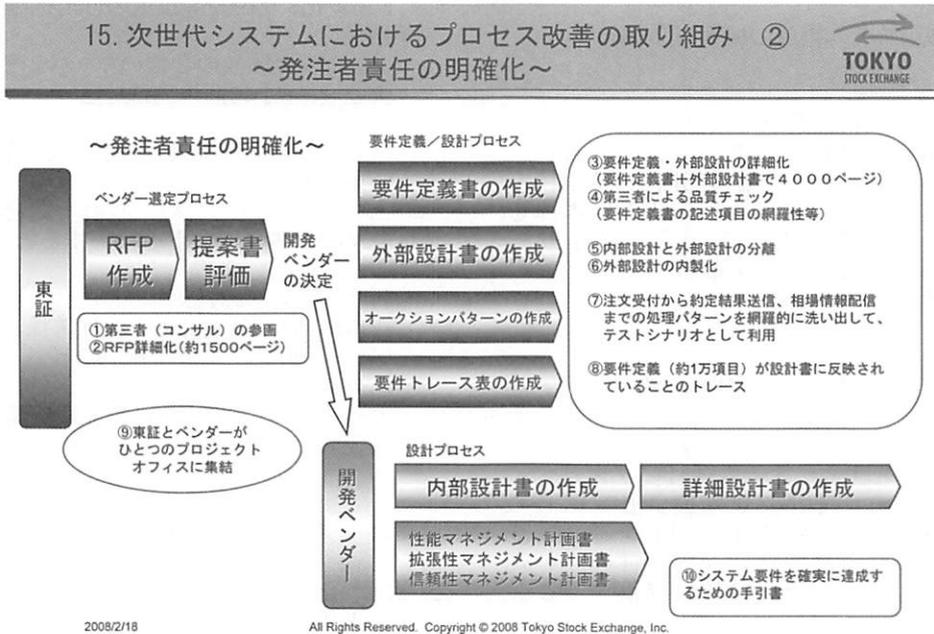
した。  
 ⑤重点目標項目の品質計画書を制定した。ベンダーとSLAを結び、変更件数の限度や超過の際の取扱いを決めた。

証の今後を左右するものであること、そのうえITの変化が急速で、そのキャッチアップも必須である。東証の経営は世界のマーケット動向に左右される度合も強いのであるが、常に積極的情報投資が続けられる訳ではないので、対応に苦心しているところである。

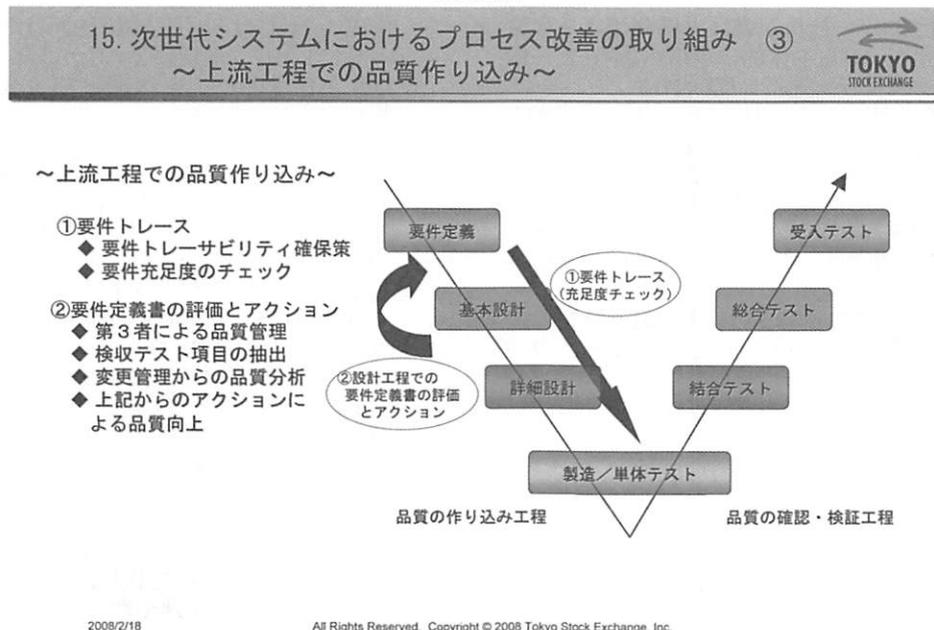
以上のような取組みで次世代システムの構築を進めているが、とにかく情報システムの如何が東

(文責 富山)

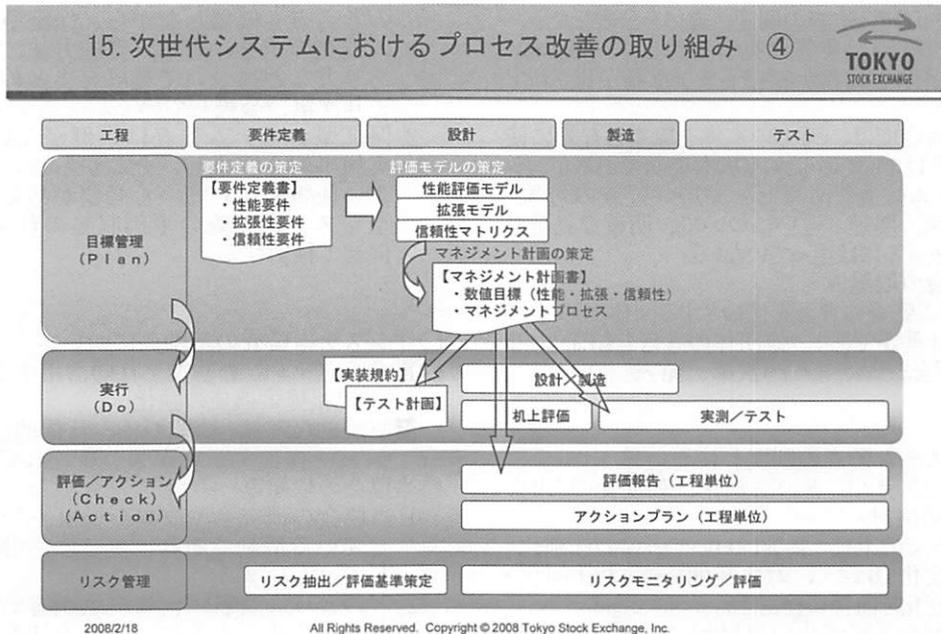
参考図表 1



参考図表 2



参考図表 3



### 創立 20 周年記念講演 (3)

題目: システム監査のこれからの 10 年を考える  
(アンケート結果に基づいた提言と今後の取組み)

講師: 日本システム監査人協会副会長

小野 修一

「システム監査これからの 10 年アンケート」の集計・分析 (前 100 号に記載) を踏まえた検討結果に基づき、提言と今後の当協会の取組みについてご報告します。

#### ○「システム監査の普及」について

提言 1: システム管理者および若い世代に目を向けた取組みの推進

- 今日までのシステム監査は、主に、システム監査人に目を向けてきた。当協会も、他のシステム監査関連団体も、経済産業省もそうではなかったか。
- システム管理者、さらには CIO に対して、システム監査が健全なシステム構築・運用に必須であることを、強く訴えていく必要がある。
- 後の提言 (提言 8) でも挙げているが、「システム管理基準」はシステム監査人のための基準である前に、システム管理者のための基準であることを、明確にしていく必要がある。
- そして、そのことは、後述するシステム監査人へのロードマップ、キャリアパスを策定し提

示することの提言 (提言 9) とも通じることである。

#### ◎当協会の取組み

1. CIO、システム管理者を対象にしたセミナーやパブリシティなどを通して、上記の訴えを展開していく。月例研究会、会報などでも、そうした内容を採り上げていく。
2. システム監査を業としている人たちだけでなく、現在はシステム関連業務 (企画、開発、運用など) に就いているが、システム監査に関心をもちつつある世代の人たち (30 歳・40 歳代) への取組み、特にシステム監査の意義のアピールを重視していく。

提言 2: 経営マネジメントシステムの枠組みへのシステム監査の組込み

- 経営と IT の統合をより明確にするために、経営マネジメントシステムの中にシステム監査を明確に位置づける必要がある。
- IT ガバナンス、内部統制における IT 統制を、その枠組みで整理する必要がある。

#### ◎当協会の取組み

上記の枠組みを描き、セミナーやパブリシティなどを通して、世の中にアピールしていく。

提言 3: システム監査と情報セキュリティ監査の関連・違いの明確化

- 経済産業省は、情報セキュリティ監査基準・

管理基準を発表した際、システム監査と情報セキュリティ監査の関連・違いを公表した。

- その経済産業省の見解に対して、その後、各団体や識者からさまざまな意見が出されてきた。
- 当協会では、両方の基準を尊重し有効に使い分けをしていくという基本姿勢であるが、システム監査と情報セキュリティ監査の対象・範囲、関連・違いについて、明確な見解を発表するには至っていない。

#### ◎当協会の取組み

システム監査の普及を使命とする団体として、この整理は重要であり、他団体の考え方も確認しながら見解をまとめ、まとめ次第、発表していく。

#### ○「システム監査の制度」について

提言 4: システム監査の法制化、制度化のあり方の検討

- すべての業種・業態において一律の法制化・制度化ではなく、対象範囲を絞った法制化・制度化を前提に検討を行うべきである。
- 法制化・制度化の前提として、法制化・制度化の目的と効果を明確にすることが重要である。
- なお、法制化・制度化は規制緩和の流れに反するものではないという見方があることも意識する必要がある。

#### ◎当協会の取組み

1. システム監査の法制化・制度化のあり方・仕組みについての検討を開始する。  
協会内に検討チームを設けて、検討を進めることも考えられる。
2. 当然のことながら、当協会だけで法制化・制度化を実現できることはできないので、システム監査関連団体、最終的には経済産業省をはじめとする行政機関との合意形成が不可欠である。そうした団体・機関との意見交換を密に図っていく。

提言 5: 保証型監査についての見解の明確化と公表

- 保証型システム監査については、システム監査・情報セキュリティ監査に関連する各団体で議論・整理が進められているが、まだ確立されるに至っていないのが実情である。
- 提言 4（システム監査の法制化・制度化のあり方の検討）とも関連する事項であり、法制化・制度化が実施された場合の保証型監査の位置づけについても、明確化していく必要がある。

#### ◎当協会の取組み

1. システム監査の普及を使命とする当協会

にとっても重要なテーマであり、他団体の考え方も確認しながら、保証型システム監査の定義、基準、実施方法、報告のあり方などについて見解をまとめ、まとめ次第、公表していく。

2. 保証型システム監査は事例がないので、実施事例を収集し、そこからさらによりよい仕組みにしていく必要がある。保証型システム監査の事例収集の仕組みを、併せて検討する。

#### ○「システム監査の基準」について

提言 6: システム監査基準を有効活用するための情報提供機能の強化

- 解説的な資料・情報よりも、具体的な実践ノウハウを提供することが強く求められている。

#### ◎当協会の取組み

1. 当協会の研究会やプロジェクトで行ってきている活動であり、さらに活動を展開していく。
2. どのような資料・情報提供が有効かを再度整理するとともに、提供方法も検討していく。

提言 7: システム管理基準のシステム現場への普及

- システム管理基準が、システム管理（情報戦略策定から企画、開発、運用、保守のライフサイクル管理）のための基準であることを、強く打ち出す必要がある。
- システム管理基準に従ってシステムが構築・運用され、システム監査人がシステム管理基準を使用してそのことを監査する、というプロセスを明確にする必要がある。
- 提言 1（システム管理者に目を向けた取組みの推進）の中心に、システム管理基準の普及を位置づける。

#### ◎当協会の取組み

システム管理基準だけでは対応できないシステム環境について、当協会が対応基準のモデルを作成・提示する。業種別、企業規模別など、基準項目の再設定、どこまで準拠するかのクライテリアの設定などが考えられる。

#### ○「システム監査の技術・視点」について

提言 8: システム監査の視点の整理、特に有効性

- システム監査の視点はシステム監査を実施するうえで重要であるが、それぞれの視点の意味するところについて、統一された見解が示されていないのが実情である。
- 特に、有効性については、当協会も含めてさまざまな団体で議論され見解が発表されている

るのが現状である。

- システム監査と情報セキュリティ監査の違いの大きなものが、有効性という視点であるという意見もあり、有効性という視点の整理・明確化は重要である。

#### ◎当協会の取組み

1. システム監査の視点の体系、個々の視点の定義・範囲・対象を整理したうえで、公表していく。
2. 特に有効性について、さまざまな団体で出されている見解を調査・整理したうえで、当協会としての見解を明らかにしていく。

#### ○「システム監査人」について

提言 9: システム監査人の人材像の明確化と育成策の提示

- システム監査の実施におけるシステム監査人の役割が重要であることは、改めていうまでもない。システム監査人の役割、役割を遂行する上で必要なスキルや要件を、明確にすることが重要である。
- システム監査の法制化・制度化、システム監査の基準の確立、システム監査人の育成は相互に密接に関係しており、横断的な取組みがシステム監査の普及につながっていくという考えを具現化していく必要がある。

#### ◎当協会の取組み

1. 上記システム監査人の役割、要求されるスキルなどについて、検討し見解をまとめる。
2. 当協会が行っている公認システム監査人(CSA)制度、その認定取得者の価値を高めるためのCSA利用推進活動の目的・位置づけを、その整理と併せてとりまとめる。

#### ○「その他」

提言 10: 当協会と関連省庁・機関・団体との連携強化

- 今回のアンケート結果に基づいた提言の多くは、当協会だけで取組み、実現を図っていくことがむずかしい、あるいは実効性を挙げにくいものである。

#### ◎当協会の取組み

1. 経済産業省をはじめとする関連官庁や公的機関、システム監査関連団体に止まらず、連携することで取組みが促進されると考える団体との連携を強化する。
2. 当協会として今まで行ってきた活動であるが、改めて連携すべき官庁・機関・団体をリストアップし、連携方法を検討し、連携を図っていく。

本報告における「当協会の取組み」について、今後、計画を立てて実現を図り、適宜、状況を報告していきます。

なお、講演で使用した資料をホームページ(<http://www.saa.or.jp/>)に掲載していますので、ご覧ください。

以上

### 投稿 創設 20 周年記念講演会を聴いて

会員 No.391 市川明彦

2月18日に行われたSAAJ創設20周年記念講演会に出席して、私なりに感じた事を記したい。

私の感じる所では、アンケート結果で示された内容も含め、皆さんが関心あるトピックは次の3つではないかと思う。つまり、

- ①システム監査が経営者にとって経費を払うだけの魅力がある、有効であると認められるには？
- ②システム監査が法制化されるには？
- ③システム監査人が法制化されるには？

である。

- (1) 恐らく経営者にとって最大の関心事は、継続的な利潤の最大化であり、これを阻害する要因を出来る限り排除、抑制したいと思っているであろう。この為には顧客満足・信頼の獲得と販売・売上の増加、コストの削減が必要になる。従って経営者からすると情報システムがこれに役立っている、資しているかどうか気になる所であろう。そうすると「システム監査」が正に、この点の検証、チェックに役立つのかどうか問われる事になる。

「システム管理基準」で言えば、特に「情報化投資」と「コンプライアンス」と言う事になるだろうか。

しかし、「投資効果の算出方法を明確にする」のは中々難しい。

自分で設定する効果目標は、達成可能なものになりがちである。有効性評価指標(その考え方も含めて)については、経産省に働きかけて、試案を打出してもらってはどうか。(提案(a))

厳密、正確でなくても良いが、有効度、IT投資についてのROIを測る共通指標が必要ではないか。先ず、案で試行し、次第に精度を上げていけば良い。

最近の「偽」事件等による信用失墜による企業の大被害の例を見れば、コンプ

ライアンス、準拠性は、経営者にとって重要であろう（経営者が主導したケースは問題外だが）。準拠性、遵法性というなら、既に法制化された金融商品取引法との関係になるであろう。直近的な方法、方向としては、内部統制・監査に関係したIT統制監査の実施例を増やし、その経験に基づく発表を通して、法制事項である会計監査と連携させて「システム監査」の有効性（有意性）を訴える事が良いのではと思う。（提案（b））

もし有効性が高い、ROIが高いと評価が出れば、そのシステムの開発、運用を担当したITベンダーは、その事をPRに使えるので、顧客に受査を勧めるかもしれない。有効性評価法、算出式は多くの人の望む所ではないだろうか。

- (2) 次に「システム監査」制度が法制化されるとすればどういう状況、条件か考えてみた。一般的に「検査」や「監査」が法律で強制されるケースというのは、不良、不適切な処置、誤りにより、財産、人命が損なわれる恐れのあるケースが多いと思う。これは経営者の為というより、消費者、生活者、利用者の立場からの要請という事になる。

情報システムで考えると2つの分野がある。1つは、交通・航空管制システムや、銀行証券等金融システムの様な重要インフラシステムと言われているもの。もう1つは医療機器や自動車等の組込みシステムである。

実は私事で恐縮だが、20年程前、鉄道列車運行管理システムのプロジェクトマネージャーをしていた時、危うく、業務上過失致死傷害罪になる可能性もあった不良を出した。顧客運用者のデータ投入ミスとシステムのプログラム不良が重なり、列車が本来とは異なる線路に進入してしまい対向車と衝突しかねなかった。機関士がすぐに気付き、列車を止めたので幸い事故には至らなかったが、当然顧客から大変なおしかりを受けた。今でも思い返すとゾッとする不良である。この様に財産・人命に直接的・間接的に何らかの影響を及ぼす情報システムについては、信頼性・可能性あるいは準拠性が求められる。

私の所属する事業部は、QMSやISMSの認証を取得しているが、あくまでもITサービスベンダーとしてであり、稼働中の顧客システムの監査は対象外である。又、もし上述のシステムが「システム監査」を受けていたら、事故は防げていた

かと言うと、相当難しいであろう。いずれにしても、企業を監査するというより特定の個別システムを監査するという事になるのではないか。

「システム管理基準」の項目で言うと、「分析」、「システム設計」、「品質管理」辺りかと思うが、高信頼性システムの開発・運用という点でこの様なシステムを対象とした法定化をにらんだ「システム管理の基準」を関係省庁と検討会を設定してはどうか（提案（c））

もっとも監査結果への責任は、どうなるか、の検討も必要かも知れない。

（法制化された際の）責任は、あく迄も監査時点の監査対象範囲に限る事になるが、何について、どの様な表現の監査結果を出すか更なる検討が必要である（監査が良いか検査が良いのかも含め）。

種々報じられているシステム障害事故を、我々は果たして、事前に監査したら、不備を指摘出来ていただろうか。出来れば、これらのシステムについて仮想監査を試みたいものである。

- (3) 「システム監査人」制度が法制化されるのは一番難しいかも知れないが、上記（2）で「システム監査」が法制化されれば、この「システム監査」を実施できるのは法制化された「システム監査人」という事になるであろう。

もう一つは、行政書士、司法書士の様に、国や公的機関の行務の一部を代行する場合が考えられる。

この観点でいくと、政府官庁、自治体等公的組織の情報システムの監査を実施出来て、国民にその結果を公表できるのは、法制化された「システム監査人」という考え方も出来る。現在の所、外部監査を求められているのは「財務会計」についてのみの様である。

その考え方に立つと、もっと自治体、公的法人等公的組織の情報システムの監査を（既に行なっているセミナーとは別に）、「普及活動」としてでも仕掛けてはどうか（提案（d））

但し、その為には「システム管理基準」の見直しが必要かも知れない。こう考えて来ると、当初挙げたトピック①②③の為には「管理基準」の見直しが必要かもしれない。

今後の検討が程々必要だと思う次第である。

以上、私の大きな勘違いがあるかもしれないので、皆さんの論議を待ちたい。

以上

## 第 7 期 総会資料

### 目 次

1 定款一部変更 .....	12
2 平成 19 年度 事業報告 .....	19
第 1 部 事業概要 .....	19
第 2 部 会計報告及び会計監査報告 .....	37
3 平成 20 年度 事業計画（案） .....	41
4 平成 20 年度 予算（案） .....	49



特定非営利活動法人  
日本システム監査人協会

## 定款一部変更

## (2) 事業の種類の変更

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) システム監査に関する啓発・広報活動
- (2) システム監査の事例・技法等に関する調査・研究
- (3) システム監査に関する研究会・講習会の開催と援助
- (4) システム監査人の養成及び継続育成教育
- (5) システム監査人の認定制度の運営
- (6) システム監査人行動基準・倫理規定の策定と維持
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事項

~~2 本法人は、次のその他の事業を行う。~~

- ~~(1) 前項以外のセミナー・出版事業~~
- ~~(2) 政府及び関連諸団体からのシステム監査に関する受託事業~~

~~3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。~~

【変更理由】実態に合わせ、誤解を招かないように修正した。

## 特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款（改定案）

平成 13 年 9 月制定  
平成 17 年 7 月 27 日一部改定  
平成 19 年 2 月 28 日一部改定  
平成 20 年 2 月 18 日一部改定

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本システム監査人協会という。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、システム監査を社会一般に普及せしめると共に、システム監査人の育成、認定、監査技法の維持・向上をはかり、よって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) システム監査に関する啓発・広報活動
- (2) システム監査の事例・技法等に関する調査・研究
- (3) システム監査に関する研究会・講習会の開催と援助
- (4) システム監査人の養成及び継続育成教育
- (5) システム監査人の認定制度の運営
- (6) システム監査人行動基準・倫理規定の策定と維持
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事項

## 第2章 会員

## (種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人、及び団体
- (2) 賛助会員 前号にかかげるものを除き、本法人の目的に賛同し、本法人の発展拡大に協力する団体

## (入会)

第7条 正会員又は賛助会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

## (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

## (会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

## (退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

## (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
  - (2) 本法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## (拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

## (種別及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上、40人以内
  - (2) 監事1人以上、3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、8人以内を副会長とする。

## (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

## (職務)

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらか

じめ指名した順序によって、会長の職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2項の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。2役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。3前2項に関し必要な事項は、理事会で決定する。

(顧問・相談役)

第20条 本法人に顧問・相談役を置くことができる。2顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

## 第4章 会議

(種別)

第21条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。2総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、運営に関する重要事項

## (総会の開催)

第24条 総会は毎事業年度開始後2月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

## (総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## (総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

## (総会の定足数)

(第27条削除により欠番)

## (総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

## (総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名しなければならない。

## (理事会の構成)

第31条 理事会は、理事を持って構成する。

## (理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

## (理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

## (理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

## (理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

## (理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項にかかわらず、会長若しくは複数の理事の要求により提案のあった事項を加えることができる。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

## (理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

## (構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

## (区分)

第40条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

## (管理)

第41条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 会 計

## (会計の原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

## (会計区分)

第 43 条 本法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

## (事業年度)

第 44 条 本法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

## (事業計画及び予算)

第 45 条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

## (暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## (予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

## (予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## (事業報告及び決算)

第 49 条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の書類は、少なくとも 3 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## (臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

## (定款の変更)

第 51 条 本法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

## (第 52 条削除により欠番)

## (解散)

第 53 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由により本法人を解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を経

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決する者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。2事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。3事務局長は理事の互選とし、会長が任命する。4職員の任免は、会長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

## 付則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する
- 2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から最初の定時総会開催の日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成14年12月31日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 本法人の母体となった任意団体である日本システム監査人協会（本法人成立にあわせて解散した）の会員で、本法人に移行入会をした者

なお、任意団体である日本システム監査人協会にて準会員であった者は、本法人では正会員個人とする

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	なし
正会員	団体	資本金5億円以上	100,000円
		〃 1～5億円未満	50,000円
		〃 1億円未満	10,000円
賛助会員	個人	一口8,000円	なし
賛助会員	団体	一口50,000円	なし

## (2) 新たに入会する者

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	2,000円
正会員	団体	資本金5億円以上	5,000円
		〳 1～5億円未満	
		〳 1億円未満	
賛助会員	団体	一口50,000円	5,000円

## 平成19年度 事業報告

## 第1部 事業概要

## I. 本部

## 1. 全般概要

## (1) 会員の状況(平成19年12月末現在)

正会員・個人・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,048名  
 正会員・団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36社  
 賛助会員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 社

会員拡大については、法人部会を核とする会員増強活動をはじめとして会員各位の努力が実り、上記のとおり法人会員は36社、個人会員は1,000名を超える正会員を擁する大きな規模のボランティア組織となってきた。

会員の種類については、賛助会員制度を存続しているが、NPO法人の趣旨から正会員としての入会をお勧めしているのが現状である。

なお、地方会員の組織として北海道・東北・中部・北信越・近畿・中四国・九州の7支部がある。また東京都中央区に本部の事務所を置いてある。

## (2) 理事会等の本部活動状況

## 理事会の活動

開催 1/11,2/13,8/4,12/5,10/6,7/7,12/9,13,10/11,11/8,12/13

理事会は、当協会の活動の原点であり、活動の諸案件が毎回活発に議論され審議・決定されてきた。その議事録は会員メーリングリストで報告し、会報に掲載したとおりである。

今期は、特定非営利活動法人(NPO法人)になっての第6期であり、任意団体創立からみると、第20期にあたっている。(協会の創立は、昭和62年(1987)12月である。)創立20周年記念事業のためのプロジェクトを立ち上げ、準備に取り組んできた。

## 研究会等の活動(詳細は別項)

## 月例研究会

月例研究会(沼野伸生主査)は、システム監査に関係ある時代の動向を先取りした主題で講演会を設営し、今期は8回で1,046名(前年比164名減:平均参加者数131名)の参加を頂いた。

## システム監査事例研究会

理論を監査の実践の場に生かすシステム監査事例研究会(吉田裕孝主査)の4日間のシステム監査実務セミナー、2日間の実践セミナーは意義あるセミナーとして定着し、通算29回の開催がされた。また、今年度から新しい企画の内部統制セミナーを開設し、2日間コース4回を東京で開催した。

## 個人情報保護監査研究会

個人情報保護監査研究会(蓮見節夫主査)は、「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」第2刷改訂版を(株)工業調査会より出版し、「個人情報保護管理者/監査責任者の実務セミナー」を東京で2回開催した。

## 会報・広報・事務局活動等

定例の活動については、各研究会、分科会を含めて別に具体的報告がある。ここでは特記事項のみをまとめて報告する。

会員に対するコミュニケーションの最大的手段として「日本システム監査人協会報」(竹下和孝主査)は、別項のように益々充実してきている。今期は支部活動の紹介、研究会活動

の紹介のほか会報の20年の特集を掲載した。

**広報・渉外関連**（鈴木信夫主査）では、韓国情報システム監理協会との交流を継続し、韓国電子政府の最新事情を会報に掲載した。

また、法人部会（小野修一主査）は、定例会を月1回実施し、会員企業同士でシステム監査を中心とした情報交換を行うとともに、「地方自治体向け情報セキュリティセミナー」を2回（千葉市、熊本県）した。また、20周年記念事業として、「システム監査これからの10年」のアンケートを実施し、分析結果を会報に掲載するとともに、20周年事業プロジェクトに報告を行った。

**CSA 利用推進**（力利則主査）は、CSAの利用推進のためにホームページによる情報提供に取り組み、公認システム監査人等（CSA）の関連ページを新設した。

**事務局**（馬場事務局長）は、会員管理システムのレベルアップ、サーバの設置、パソコンの更改などを行い事務局の整備を図り、事務局作業の平準化、効率化のための対策を講じた。なお、常駐制でないので、会員などからの問合せなどに速やかに対応できるよう改善に取り組んでいる。

### (3) 公認システム監査人、システム監査人補の認定

#### ① 認定登録の状況

6年目の公認システム監査人及びシステム監査人補の認定は以下のとおり行うことが出来た。公認システム監査人は春季20名、秋季11名、システム監査人補は春季19名、秋季22名で合計72名の方々の認定が終了した。

その結果、累計では公認システム監査人が403名、システム監査人補が262名、あわせて総勢665名の質の継続・維持・向上も担保されたシステム監査人が認定登録されたことになる。

今回も認定業務では、面接業務（鈴木信夫主査）が審査として重要な役割を担い、東京地区の他に大阪（2回）、名古屋（2回）、富山、広島、福岡の支部所在都市でも行われた。それぞれ原則として土曜日に実施し面接委員は1組2名であった。

#### ② 認定更新の状況

平成15年度に認定登録された公認システム監査人及びシステム監査人補の方々の認定更新に際し、公認システム監査人15名、システム監査人補33名の方々が失効となった。その結果、前記①に記載のとおり累計665名の陣容となっている。

平成16年度に認定登録された公認システム監査人及びシステム監査人補の方々については、昨年すなわち平成19年の年末に認定期限が到来したが、この認定更新時期を1月末と変更し、現在更新認定作業中である。

#### ③ 継続教育実績申告書

第5回の継続教育実績の申告を1月末に変更し、目下審査、集計中である。

#### ④ 特別認定講習実施状況

教育研修委員会（鈴木実主査）の別項の報告のとおり、実施機関2社の合計15回延べ65名の講習が実施された。

### (4) 海外関係団体との提携

#### ① 韓国システム監理人協会との提携

竹下理事に韓国担当理事をお願いし、韓国のシステム監査関連の法令などの情報提供を受けた。

## 2. 教育研修委員会

本年度も前年同様、特別講習認定機関に委託により会のコースを実施した。

### (1) 論文・プレゼンテーションコース（1日コース）

実施回数：東京5回、大阪3回 計8回

実施時期：1月2回、2月1回、3月1回、5月1回、8月1回、9月1回、12月1回

受講者：25名（内 再テスト 1名）

（前年度実績 5回 受講者 19名）

### (2) システム監査に関する知識コース（2日コース）

実施回数：東京5回、大阪4回計9回

実施時期：1月2回、2月2回、5月1回、8月1回、9月1回、12月2回

受講者：32名

（前年度実績 7回 受講者 39名）

## (3) 情報システムに関する知識コース

実施回数：東京0回、大阪1回計1回

実施時期：2月1回計1回

受講者：3名（内 再テスト0名）

(前年度実績 1回 受講者 7名)

## (4) 特別講習実施機関および実施回数

・(有) インターギデオン 1日コース4回、2日コース3回、計7回

・情報システム監査(株) 1日コース3回、2日コース8回、計11回

合計16回、受講者延べ60名

(前年度実績 1日コース5回、2日コース10回 合計15回、受講者延べ65名)

## (5) ロイヤリティ収入

1日コース 25名 計100,000円

2日コース 35名 計280,000円

合計380,000円

(前年度実績 1日コース 19名 76,000円

2日コース 46名 368,000円

計444,000円)

## (6) コース運営管理について

・各コースともに採点結果を、事務局で評価した。再テストが1名発生したが、特に問題は発生しなかった。

## 3. 会報

## (1) 概要

会報部会では、年6回の会報誌の定期発行を通じて、会員相互のコミュニケーション向上に寄与しようと活動した。

## 2007年度会報担当委員

竹下和孝（主査）、富山伸夫、吉田裕孝、仲厚吉、森本哲也、須田勉、

木村陽一、藤野明夫、山田正寛

## (2) 2007年に発行した会報の内容

号数	発行月	編集担当	主な記事
95号	2007.2	吉田 竹下	(特集1) 研究会活動 (特集2) 2005支部活動②
96号	2007.4	富山 竹下	総会特集 20周年記念行事の準備
97号	2007.6	竹下	(特集) 個人情報保護 セミナー報告
98号	2007.8	仲 森本	(特集) 支部活動 セミナー報告、20周年アンケート依頼
99号	2007.10	藤野 木村	会報の20年 支部活動
100号	2008.1	須田 吉田、竹下	巻頭インタビュー、これからアンケート速報 韓国電子政府の最新事情と電子政府法
101号 予定	2008.4	富山 竹下	(特集1) 20周年記念講演・総会 (特集2) これからアンケート

## (3) 2007年の投稿論文

掲載	発行月	投稿者	テーマ

応募総数 当年には応募がなかった。

## 4. 月例研究会

平成 19 年度は、以下の通り年間 8 回の研究会（例年通り）を実施した。

回目	開催月日 / 場所	テーマ / 講師	参加人数
127	4月23日(月) 中央大学駿河台記念館 281号	「金融機関等のシステム監査指針(第3版)改訂について」 (財)金融情報システムセンター(FISC) 監査安全部長 郡山信 氏	136
128	5月25日(金) 総評会館	「米国優良企業の内部統制を支えるもの」 Njaro Audit Office(んじゃろ監査事務所) 代表 KTSソリューションズ(Corp. 本社米国) CEO CSA(公認システム監査人) 竹下和孝 氏	89
129	6月19日(火) 総評会館	「米国SOX法対応のIT内部監査の課題と対応」 NEC(株)システム・サービス事業推進本部統括マネージャー 清水美欧 氏	161
130	7月26日(木) 総評会館	「経済産業省“システム管理基準追補版(財務報告に係るIT統制ガイドダンス)”の解説」 監査法人トーマツパートナー 和貝享介 氏(経済産業省企業のIT統制に関する調査検討委員会委員、日本システム監査人協会副会長)	153
131	8月22日(水) 総評会館	「はじめての内部統制〜どこまでやるのIT全般統制」 元キヤノン株式会社情報通信システム本部「内部統制プロジェクト」 (サブチーフ) 榎本吉伸氏	131
132	9月25日(火) 総評会館	「日本公認会計士協会の「内部統制の監査に関する実務上の取り扱い」の解説」 公認会計士、公認情報システム監査人監査法人トーマツエンタープライズリスクサービス部パートナー 伊藤哲也氏	174
133	10月18日(木) 総 評会館	「保証型情報セキュリティ監査の概念フレームワーク」 工学院大学情報学部 教授大木栄二郎氏	93
134	11月6日(火) 総評会館	「情報システムの信頼性向上に関する取組について〜情報システムの信頼性評価指標及び共通フレーム 2007〜」 経済産業省商務情報政策局 情報処理振興課係長 廣田和也氏 他2名	109

- 今年度途中から、運営の利便性を考え、会場を御茶ノ水の中央大学駿河台記念館から総評会館に変更した。環境、設備とも以前と同レベルであり、引き続きゆったりした環境でじっくり講演を聞いて頂くことができたと考えている。一方、資料等の会場への事前送付、会場使用料の支払手続等はよりスムーズにできるようになり、効率的な運営に寄与できた。
- 年間の総参加者数は1,046名(前年比164名減)で、各回の平均参加者数は131名(前年比20名減)であった。  
また、参加者の内、当協会の会員以外の方の割合が37%超(前年比2%増)となった。  
当協会の月例研究会が、協会以外の方々からも注目され、今年も毎回多くの方々にご参加頂いた。
- 講師の方の所属は、官公庁・外郭団体が2回(4名)、民間企業が2名、大学教員が1名、公認会計士協会会員が1名、当協会会員2名であった。これはほぼ予定通りのバランスであった。
- 今年度、はじめてテーマ/招聘講師について、会員の希望を聞く機会を作った。その結果、今年度の計画を変更する必要はなかったが、頂いた希望を来年度の計画立案にも考慮していくこととした。
- 講演開始前の時間を使って、当協会の案内、これまでの月例研究会のテーマやこれからの予定、会場の非常口の案内などをスクリーンに自動表示することを試みた。  
好評なので、来年度から毎回実施する予定である。
- 各支部へ配付している録画ビデオは、各支部主催の研究会等でこれまで以上に積極的に活用されている。
- 引き続き受付に定期的に学生アルバイトを配置し、多くの参加者のスムーズな受付業務を心がけている。

## 5. 法人部会

## (1) 法人正会員 36社(平成19年末現在)

入会 次の5社

- ・(株) IT& ストラテジーコンサルティング

- ・インパルス (株)
- ・アイビーウエーブ (株)
- ・(株) エスプランニング
- ・ペリージョンソンコンサルティング (株)

退会 4社

平成 18 年末に比べて 1 社増加

## (2) 活動内容

- ① 定例部会を月 1 回開催した。
- ② 法人正会員の増強を図るべく、次のところに入会案内の DM を送付した。
  - ・平成 19 年度システム監査企業台帳登録企業
- ③ 「自治体向け情報セキュリティセミナー」の内容を見直し、19 年度版として案内した。
  - ・日本版内部統制報告制度 (いわゆる J-SOX) 対応をメニューに追加した。
  - ・セミナー案内の DM を、関東地区の市以上および全国都道府県に送付した。
  - ・当協会のホームページで広報活動を行った。
  - ・FISA (情報システム・ユーザ会連盟) 主催のシステム監査講演会 (2007/11/8 開催) で、チラシ約 100 枚を配布した。
- ④ 「自治体向け情報セキュリティセミナー」の依頼を受け、実施した。講師は、法人部会メンバーが務めた。
  - ・千葉県千葉市様 (2007/8/23、24)、参加者約 470 名
  - ・熊本県様 (2007/10/9)、参加者約 100 名
- ⑤ 「システム監査これからの 10 年」のアンケート集計・分析作業に協力した。
  - ・20 周年記念事業プロジェクトが実施したアンケートの集計・分析作業を行い、会報への記事掲載、理事会・20 周年記念事業プロジェクトへの報告を行った。
- ⑥ 会員同士のシステム監査の普及・ビジネス化についての情報交換を行った。

## 6.CSA 利用推進

### (1) 活動の概要

- ・本年度で 2 年目に入った CSA 利用推進は、引き続き担当理事 10 名を中心に活動を行った。一昨年の CSA に関する会員アンケートと理事会回答を参考にやるべきこととやれることを整理して優先順位を付けて活動を推進している。昨年度実施した CSA パンフレットや CSA 認定カード、CSA を入札条件に入れる依頼文等の取組みをベースに、今年度は CSA の方々により近づいた活動として、パンフレットやカード等の周知と利用促進、CSA を資格要件や採用要件に加える検討等を行った。さらに SAAJ ホームページの CSA 関連サイトの充実を図り、大幅リニューアルを行った。担当理事を主体にした会合は、ほぼ 1 ヶ月に 1 回 (計 7 回) 開催。さらに HP のリニューアルに向けた作業時間を掛けた。

### (2) 活動の目的

- ・CSA のプレゼンスを高める。社会的な評価や価値を高める。社会的な認知度を上げる。CSA になって良かったと思ってもらえる。CSA 認定の付加価値を高める。CSA 自身の役に立つ (社会的に認められる。活動がしやすくなる) ということを活動の目的としている。

### (3) 主な施策

#### ① CSA 認定カード普及

CSA 認定カード制度の利用者を増やすための周知活動を行った。費用に見合うメリットを出すべきより多くの CSA の利用が課題である。

#### ② CSA のパンフレット配付

官庁・自治体・企業等に説明に行く際の PR 用に利用する目的で作成した CSA パンフレットを各支部やセミナー等希望に応じて配付する。

#### ③ CSA を各種要件に加える依頼

入札要件、資格要件、採用要件等に CSA を加えてもらう検討を行った。特に現状、採用条件としての記載はほとんどなく今後の課題である。

#### ④ CSA 関連サイトの大幅リニューアル

SAAJ のホームページにおいて CSA 関連サイトをリニューアルして、CSA の資格を目指す方へ/CSA の資格をお持ちの方へ/CSA にシステム監査を依頼したい方へ、に分けてより使いやすいサイトにした。その他 CSA の体験記など役に立つ CSA レポートの連載もスタートした。

## 7. システム監査事例研究会

(1) 研究会メンバー：102名（2007年12月現在）

## (2) 月例研究会開催

定例会 毎月第一水曜日 18:30 - 20:30

12回開催 延べ出席者数 145名

内容

- ・理事会の話題紹介及び関連事項の討議
- ・システム監査普及サービス進捗状況報告
- ・システム監査実務・実践セミナーの運営に関する打ち合わせ
- ・公認システム監査人の教育制度に関する打ち合わせ

## (3) システム監査普及サービス

## ① g社（建設設備業）

期間：2006年12月6日から2007年5月14日（監査報告会）

監査チーム：高橋邦明リーダー他7名

監査テーマ：システムの業務への適合性及び有効性の監査

## ② h社（銀行業）

期間：2007年8月1日から2008年1月31日（監査報告会予定）

監査チーム：太田香リーダー他6名

監査テーマ：金融情報システムセンター基準（FISC）に基づくシステムの信頼性・安全性・遵守性の監査

## (4) システム監査実務・実践セミナー

- ・本年も、当初の予定通り、4日間コースを2回開催し、1996年から実践・実務セミナーは通算29回の開催実績となった。
- ・実務セミナー4日間コースは、2002年から開始し通算10回目となり、公認システム監査人の教育制度の一環として定着してきている。
- ・実践セミナー2日間コースは、今年度開催実績はない。

## ①第28回（第9回実務セミナー4日間コース）

日時：3月24日 10:00—3月25日、

3月31日—4月1日 15:00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター（OVTA）

参加者：受講生12名、講師4名

## ②第29回（第10回実務セミナー4日間コース）

日時：9月1日 10:00—2日

9月8—9日 15:00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター（OVTA）

参加者：受講生12名、講師4名

## (5) 内部統制セミナー

- ・2008年4月からのJ-SOX法に基づく内部統制監査の具体的な実施に向けて、内部統制関連勉強会を経て、新しいセミナーの企画を実施した。ITの全般統制に焦点をあて、システム監査実践・実務セミナーで採用しているロールプレー方式を継続踏襲した実践的内容として、本年4回開催した。システム監査実践・実務セミナー同様、協会主催で継続開催ができるセミナーに育てていきたい。

## ①第1回内部統制セミナー2日間コース

日時：2月3日 13:00—4日 17:00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター（OVTA）

参加者：受講生16名、講師6名

## ②第2回内部統制セミナー2日間コース

日時：2月17日 13:00—18日 17:00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター (OVTA)  
参加者：受講生 11 名、講師 6 名

③第 3 回内部統制セミナー 2 日間コース

日時：6 月 2 日 13:00—3 日 17:00  
場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター (OVTA)  
参加者：受講生 18 名、講師 4 名

④第 4 回内部統制セミナー 2 日間コース

日時：12 月 8 日 10:00 - 9 日 16:00  
場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター (OVTA)  
参加者：受講生 11 名、講師 4 名

## 8. 情報セキュリティ監査研究会

### (1) 平成 19 年研究会研究項目

- ①情報セキュリティ監査基準の監査に関する情報・ノウハウの共有
- ②情報セキュリティ監査基準を利用する「基準ツール」の充実を図る

### (2) 活動結果

ツールのコメントの見直し、充実化を図ることを引き続きの課題とした。  
某情報セキュリティ監査の実例を参考に、リスクとその対応方法を検討し、ツールの材料とする検討を進めた。残念ながら、19 年度には、まとまった成果は無い。  
ノウハウの共有は、赤本に掲載した「基準ツール」の充実を図ることと、当研究会以外で試行してもらうことも意識したものである。

### (3) 検討の経過

- ①“情報セキュリティ監査を効果的にはどうやるか”を課題としている。基本となる“リスクを洗い出す方法”については、情報取扱いのフロー (\*) に基づくリスクアセスメントの手法により引き続きを検討している。  
(\* 業務フローとは、オペレーションフロー、システムフロー、ワークフロー)などをいう。
- ②19 年は検討したツールを実際の監査を実施する代わりに、情報セキュリティ監査の実例(実施結果)を基にリスクの洗い出しとその対応方法を検討した。

## 9. システム監査基準研究会

### (1) 研究項目

J - SOX とシステム管理基準

### (2) 研究会実績

- ①「J - SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル」の出版(平成 20 年 2 月予定)
- ②定例研究会は、原則月 1 回開催した。

## 10. 個人情報保護監査研究会

システム監査人の活動分野の一つとして、個人情報保護監査を担える人材の育成と、活動の場を確保すべく、研究と実践を推進した。

### (1) 「個人情報保護管理者 / 監査責任者の実務セミナー」開催

後援 (財) 日本情報処理開発協会 / (社) 日本印刷産業連合会 / (社) コンピュータソフトウェア協会 / (社) 情報サービス産業協会 / (財) 日本データ通信協会 / (社) 全国学習塾協会 / (社) 日本情報システム・ユーザー協会 / (財) 関西情報・産業活性化センター / (財) くまもとテクノ産業財団 / NPO 法人みちのく情報セキュリティ推進機構 / ISACA (情報システムコントロール協会) 東京支部 / NPO 法人 IT コーディネータ協会

- ・ 6 月 27 日 30 名参加
- ・ 10 月 26 日 20 名参加

### (2) 「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」第 2 刷改訂版

監修 NPO 日本システム監査人協会  
編著 個人情報保護監査研究会

発行 (株)工業調査会 平成 19 年 9 月

- (3) D.M による広報活動
- ・ 推薦制度を利用して個人情報保護マネジメントシステム構築・運用を行う事業者の支援
  - ・ システム監査普及サービスを利用して、個人情報保護内部監査を行う事業者の支援
- (4) 個人情報保護マネジメントシステムに関する提案・提言・研究  
必要なつど、討議し、会報等で発表

#### 11.20 周年記念事業準備 PT

当協会発足 20 周年記念事業の内容について具体的な検討を実施した。記念事業は、システム監査及び SAAJ のプレゼンス確立の絶好の機会と認識し、「システム監査、これからの 10 年」をスローガンとして実施していく。

検討作業は、別途構成された PT メンバーを中心とした月 1 回程度の会合によって進めた。具体的には、以下の 3 項目についての検討を行なった。

#### (1) 20 周年記念講演会

システム監査の現状と未来について情報発信を行なう場として、20 周年記念講演会を企画した。講演会は、東京での講演会を皮切りに、支部毎に各地域で実施していくことを予定している。

東京講演会については、2008 年 2 月 18 日 (13～17 時) に、年次総会に引き続き、御茶ノ水の総評会館で実施することが決定している。プログラム内容は以下の通り。

- ・ 「内部統制と監査について－会社情報の信頼性の確保と IT－」  
(日本公認会計士協会会長 増田宏一氏)
- ・ 「経営と IT」(株式会社東京証券取引所常務取締役 (最高情報責任者) 鈴木義伯氏)
- ・ 「システム監査、これからの 10 年」(日本システム監査人協会)
- ・ 「システム監査人協会活動のご紹介」(日本システム監査人協会)

#### (2) 20 周年記念出版

現在注目を集めている「J-SOX」をテーマとした出版を行なうことを決定。システム監査基準研究会の活動成果を元に、「J-SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル」として出版することとなった。

#### (3) システム監査ビジョンの提言

20 周年を期に、システム監査の将来に対して、当協会として具体的なビジョンを取りまとめることとなった。

会員等に対して、広くシステム監査に関する意見をアンケートの形で収集・分析し、これをベースに PT メンバー、関連有識者等とディスカッションを行い、具体的な提言内容を検討しつつある。検討結果は、各記念講演会において「システム監査、これからの 10 年」として、発表していくことを予定している。

## II . 北海道支部

### 1. 第 6 回支部総会実施

日 時：12 月 11 日 (火) 18：30～20：00

内 容：2007 年活動報告、2008 年活動計画、2008 年役員選出、2008 年研究会・勉強会計画、  
2007 年会計報告および 2008 年会計予算について

参加者：参加 8 名、委任 11 名

### 2. 定例研究会・勉強会実施

- (1) 第 1 回 VTR 勉強会：日時：1 月 19 日 (金) 18：30～20：30

テーマ：「システム監査と JSOX」

－第 121 回研究会のビデオ上映およびディスカッション－

参加者：10 名、うち支部員 9 名

- (2) 第 1 回研究会：日時：2 月 26 日 (月) 18：30～20：30

テーマ：「COBIT for SOX2」概要

- 「COBIT for SOX2」についての研究発表、およびディスカッション-  
参加者：8名、うち支部員7名
- (3) 第2回研究会：日時：4月23日（月）18：30～20：30  
テーマ：「最近のセキュリティ」  
-最近のセキュリティの動向に関する研究発表、およびディスカッション-  
参加者：12名、うち支部員12名
- (4) 第2回VTR勉強会：日時：5月25日（金）18：30～20：30  
テーマ：「ITSMS（ITサービスマネジメントシステムISO20000）の概要と事例から学ぶ構築のポイント」  
-第125回研究会のビデオ上映およびディスカッション-  
参加者：10名、うち支部員9名
- (5) 第3回研究会：日時：6月29日（金）18：30～20：30  
テーマ：「システム監査人のあり方、JSOX対応を観点として」  
-J-SOX法から見たシステム監査人のあり方に関するディスカッション-  
参加者：10名、うち支部員9名
- (6) 北海道支部・東北支部合同研究会：日時：7月14日（土）10：00～12：00  
テーマ：「システム監査人のあり方、JSOX対応を観点から」  
-J-SOX法の観点からシステム監査人のあり方に関するディスカッション-  
参加者：27名、うち北海道支部員11名、東北支部員3名、九州支部員3名
- (7) 第4回研究会：日時：8月31日（金）18：30～20：30  
テーマ：「IT業務処理統制の整備」  
-銀行業務分野におけるIT業務処理統制の研究発表、およびディスカッション-  
参加者：13名、うち支部員10名
- (8) 第3回VTR勉強会：日時：9月28日（金）18：30～20：30  
テーマ：「J-SOXの基準とITの位置づけ」  
-第126回研究会のビデオ上映およびディスカッション-  
参加者：4名、うち支部員3名
- (9) 第5回研究会：日時：10月31日（水）18：30～20：30  
テーマ：「食品安全の基礎知識・・・ISO22000の概要」  
-食品安全に関する動向に関する研究発表、およびディスカッション-  
参加者：12名、うち支部員11名
- (10) 第4回VTR勉強会：日時：11月22日（金）18：30～20：30  
テーマ：「日本公認会計士協会の「内部統制の監査に関する実務上の取り扱い」の解説」  
-第132回研究会のビデオ上映およびディスカッション-  
参加者：9名、うち支部員8名

### 3. 広報活動

支部活動について対外的に広報、および支部員勧誘を行った。

- ・法人部会からの依頼により、道内各市に対して地方自治体向セキュリティセミナー案内の送付 ==> 今年は取りやめ（道内自治体の現状では無理と思われたため）
- ・他団体との交流：北海道ITコーディネータ協議会、日本システムアナリスト協会北海道支部、および社団法人 中小企業診断協会北海道支部との講演会共催、勉強会の相互開放 ==> 今年は低調：各団体の活動があまり活発でないのと、人数比がアンバランスで費用負担をどうするかという問題が残るため
- ・支部員の増加：昨年度の個人会員25名・法人会員1名から個人会員29名・法人会員1名に増加  
支部活動への参加：上記個人会員以外に法人会員2社からの参加3名と非会員の参加7名、他支部および本部からの参加者4名
- ・公認システム監査人4名、システム監査人補5名（計9名中支部員8名）

### 4. メーリング・リストによる連絡

- ・支部メーリング・リストにより、支部員間の連絡および情報交換を実施している。

### 5. ホームページによる情報発信

- ・協会のホームページの支部のコーナーに、北海道支部の情報を記載している。

### Ⅲ. 東北支部

2003年6月28日に設立した東北支部は、第五期の活動として、会員の増加、システム監査の普及、支部のPRなど、事業計画に基づいて以下のとおり活動した。

#### 1. 平成19年度東北支部総会

- ・平成19年1月27日 仙台市情報・産業プラザ 特別会議室
- 出席者：30名（内委任状14）
- ・議題：報告事項1 平成18年度事業活動
- 報告事項2 平成18年度収支報告
- 第1号議案 平成19年度活動計画
- 第2号議案 平成19年度予算計画
- 第3号議案 平成19年度役員選任
- 支部長：鈴木 実（留任）
- 副支部長：高橋典子（留任）、佐藤賢一（留任）
- 研究会：高橋壮太（留任）、小野寺司（留任）、館田あゆみ（留任）
- 広報：田口三郎（新任）
- 会計：高橋典子（留任）、（会計補助担当 櫻谷昭慶（新任））
- 監事：成田由加里（新任）

#### 2. ITC みやぎ・SAAJ 東北支部ワークショップ 2007

- ・日時：平成19年8月24日（金）、25日（土）
- ・場所：宮城県民会館（1日目）6階 602会議室
- （2日目）4階 401会議室
- ・参加者：ITCみやぎ会員のみ21名、SAAJ東北会員のみ8名、重複7名
- ・主催：ITコーディネータ宮城県
- 日本システム監査人協会東北支部
- 日本システムアナリスト協会東北支部
- ・後援：ITコーディネータ協会、東北IT経営応援隊
- ・内容：【1日目】
- ①東北地域におけるIT経営の推進について 東北経済産業局情報・製造産業課、東北IT経営応援隊事務局
- ②MISECのPマーク審査機関設定東北地域のITベンダーと専門家への期待
- NECソフトウェア東北株式会社
- 顧問（前社長）岡田 勝利 氏
- ③プロアクティブ・リスクマネジメント株式会社日立東日本ソリューションズ
- ④カキのトレーサビリティの現状と課題石巻専修大学 益満 環氏
- ⑤各組織の活動状況について
- ⑥懇親会
- 【2日目】
- ①経営品質向上活動の動向
- 日立グループコーポレートとしての推進を通じて
- （株）日立製作所 経営企画室 細川 淳彦氏
- ②「IT業務処理統制の整備」について
- 日本システム監査人協会
- 北海道支部 副支部長 五十嵐洋介氏
- ③システム管理基準（追補版）のガイドライン
- 日本システム監査人協会 松枝憲司氏

#### 3. 定例研究会及び役員会

##### (1) 3月例会

- ・平成19年3月24日（土）13：30～17：00
- NECソフトウェア東北 403会議室 参加者12名
- ・勉強会『情報システム監査実践マニュアル－第2版－』勉強会
- 第2部
- ・1～5章システム監査実践方法（小林、古村、高橋）

- ・第6章 6.1 データ中心アプローチにおける監査のポイント（横倉）
  - ・6.2 ソフトウェア国際取引における監査のポイント（成田、関口、佐藤）
  - ・連絡、報告（高橋副支部長、他）
- (2) 6月例会
- ・平成19年6月9日（土）15：00～17：00  
NECソフトウェア東北 1F会議室 参加者12名
  - ・支部長挨拶と報告（鈴木支部長）
  - ・20周年記念事業企画について
  - ・事例研究会について
  - ・監査基準研究会（新しい研究会）について
  - ・5月末での会費納入状況内部統制について
  - ・その他、情報交換
  - ・検討事項
  - ・20周年記念事業（本部案）について
  - ・今年のワークショップについて
  - ・今後の活動について
- (3) 7月例会
- ・平成19年7月28日（土）14：00～17：00  
太白区中央市民センター 第2小会議室 参加者10名
  - ・連絡、報告（鈴木支部長、高橋副支部長）
  - ・北海道支部との合同例会について
  - ・事例研究会について
  - ・理事会について
  - ・支部助成金について
  - ・8月のワークショップについて
  - ・勉強会：進め方について検討
- (4) 9月例会
- ・平成19年9月28日（土）14：00～17：00  
山形市あこや会館 101会議室 参加者12名
  - ・連絡、報告
  - ・理事会報告（鈴木支部長）
  - ・その他（高橋副支部長、佐藤副支部長）
  - ・検討事項「協会20周年記念講演について」
  - ・勉強会
- (5) 12月役員会
- ・平成19年12月22日（土）14：00～17：00
  - ・(株)IT経営コンサルティング 仙台事務所 参加者6名
  - ・平成20年度総会について
  - ・協会20周年記念セミナー開催計画について

#### 4.SAAJ 北海道支部・東北支部合同研究会

- ・平成19年7月14日（土）10時00分～12時00分  
札幌Lプラザ研修室 参加者：鈴木支部長、高橋副支部長、佐藤副支部長
- ・システム監査人のあり方、J-SOX対応の観点から
- ・同日、JSAG全国大会に参加

#### 5. 情報交換

隔月毎に開催している月例会（東北南部三県幹事持ち回り）後には、懇親会を実施して、各県の状況および会員間での情報交換を行った。また、メーリングリストによる本部情報、支部会員間の連絡および情報交換を実施した。

#### 6. 広報宣伝活動

- ・東北各地のITC団体、IT応援隊組織、みやぎ情報セキュリティマネジメントビジネス研究会などに対して、システム監査の普及および支部活動の宣伝を行った。

## Ⅳ . 北信越支部

### 1. 本年度の目標

SAAJ20周年記念を迎え、会員の能力向上と支部の技術基盤向上を目指します。

- ・ 研究チーム発足によるシステム監査の技術基盤の向上。
- ・ 本部、他支部との交流による知識、技術力の向上。
- ・ プレゼンテーション能力の向上。

### 2. 活動報告

- (1) 1月15日 システム監査及び、情報セキュリティの2研究チーム発足
- (2) 3月24日 平成19年度総会（富山市アーバンビル）
1. 参加：山内、宮本、白井、梶川、國谷、角屋、栃川、森田、河村、清水、合田、坂井、伊藤、尾島、森
  2. 内容：(1) 北信越支部年度総会（行事報告・計画、予算報告・計画）  
(2) 本部年度総会の報告（森）  
(3) 支部監査研究チームからの報告（森、宮本）  
(4) 発表「情報セキュリティ監査の研究と課題」  
講師 SAAJ本部情報セキュリティ監査研究会 山内美佐子氏  
(5) 情報セキュリティ監査に関する意見交換会  
(内容：研究チームプロジェクト説明についての意見交換会と山内講師からアドバイス)
- (3) 5月26日西日本支部合同研究会（福岡市八重洲博多ビル）
1. 参加：森
  2. 内容：詳細は九州支部の活動報告を参照ください。
- (4) 6月16日富山県例会（富山市アーバンビル）
1. 参加：松枝、藤原、梶川、國谷、宮本、清水、栃川、神田、清水、竹村、伊藤、尾島、木村、森
  2. 内容：(1) 某大学病院との交流について（梶川）  
(2) 研究会ビデオのインターネット配信について（清水）  
(3) 講演システム監査基準研究会 IT内部統制について  
講師 株式会社ビジネスソリューション（BSC）代表取締役 松枝憲司氏  
(4) 支部研究会から進捗と内容、検討事項 システム監査、セキュリティ監査の各チームが説明
- (5) 9月15日新潟県例会（新潟市トーマツ新潟事務所）
1. 参加：白井、宮本、尾島、木村、森
  2. 内容：(1) 講演「企業価値分析について」講師 公認会計士 白井 正氏  
(2) 研究テーマ進捗発表（森、宮本）  
(3) 20周年記念行事準備について
3. その他：新潟県例会の模様を、支部内にインターネット動画配信
- (6) 12月8日石川県例会（金沢市ITビジネスプラザ武蔵）
1. 参加：清水、栃川、木村、國谷、宮本、尾島、角屋、梶川、森
  2. 内容：(1) 今年度活動報告、来年度計画（森）  
(2) 研究テーマ報告「システムの戦略性監査」（森）  
(3) 研究テーマ報告「情報セキュリティ監査」（宮本）  
(4) 20周年記念行事準備について
  3. その他：石川県例会の模様を、支部内にインターネット動画配信

### 3. 支部役員

支部長（森広志（富山））、副支部長（白井正（新潟）、梶川明美（富山））  
 会計（坂井敏之（富山））、理事（伊藤祐太郎（富山）、松原一彦（石川））  
 県部会長（角屋典一（福井）、宮本茂明（石川）、竹村徹也（富山）、風間一人（新潟）、堀明雄（長野））  
 書記（尾島純子（富山））、監事（高瀬清春（富山））

## V. 中部支部

### 1. 活動方針

- ・中部支部内会員、およびの継続的な相互研鑽・交流を図る。
- ・中部支部以外の地域や団体との人材交流を積極的に展開していく。

### 2. 活動体制（敬称略）

支部長：若原 達朗（=本部理事）  
 副支部長（イベント担当）：田中 勝弘  
 副支部長（定常業務担当）：植野 真由美（=本部理事）  
 副支部長（定常業務担当）：杉山 浩一  
 会計担当：久保田 秀男、山田 和夫  
 顧問・監事：大野 淳一  
 支部長：若原  
 副支部長（定常業務担当）：植野、杉山  
   | 会計/会計監査：久保田、山田和（監査：佐野）  
   | 例会担当 久保田（1月）、萬代（3月）、大野（5月）、  
   | 早川（7月）、山崎敏（9月）  
   | 広報担当：山内（山崎敏補佐）  
   | 会員担当：山崎敏（井戸補佐）  
 副支部長（イベント担当）：田中  
   | 合宿：多田  
   | SAAJ 設立 20周年記念事業：若原  
   | 西日本合同研究会：堤  
   | 研究開発担当：石井  
   | 国際取引研究：原  
   | システム取引法務研究：萬代  
   | 渉外担当：高間、関口  
   | 国際交流：原  
   | 東京駐在：田原、山内  
 顧問・業務監査（=前支部長；支部活動への助言）：大野

### 3. 活動内容

#### (1) 例会

SAAJ 中部支部総会 / 第1回例会（1/27 名古屋市）  
 「名古屋のデータセンタービジネス状況」 講師：多田進氏

第2回例会（3/10 名古屋市）  
 「事例としての情報漏えい対策ツール」 講師：藤田純氏、青山明裕氏  
 「2007年度SAAJ総会の報告」 講師：萬代みどり氏

第3回例会（5/12 大垣市）  
 「次世代情報通信ネットワーク NGN」 講師：松井真一氏  
 「カードセキュリティについて」 講師：加藤篤氏

第4回例会（7/7 名古屋市）  
 「自社製品実現までの道のり－研究開発のシェルパ集団、5年目の挑戦－」 講師：浦田学氏  
 「産学官共同プロジェクト『金城ポッドウォーク』について」 講師：中田平氏

第5回例会（9/8 浜松市）  
 「IS9000 監査を受けるための資料管理」 講師：山崎敏夫氏  
 「『公益』業界と ICT」 講師：若原達朗氏

#### (2) イベント

SAAJ 西日本支部合同研究会（5/12 福岡市）  
 ※近畿支部 / 中国支部 / 九州支部 / 北信越支部と共催（幹事支部：九州支部）

SAAJ/JSAG 中部支部 2007 年合同合宿 (12/1、2 愛知県東浦町)

「大規模プロジェクトを失敗させない秘訣について」 講師：栗山孝祐氏

「保証型情報セキュリティ監査の3類型と利用ケースの紹介」 講師：澤田裕也氏

中国科学院深セン先進技術研究院訪問 (12/10 深セン)

○今後の交流のための打ち合わせ

2007 年度情報セキュリティ監査セミナー IN NAGOYA を後援

※主催：経済産業省、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会  
(12/20 名古屋市)

## VI. 近畿支部

### 1. 支部体制 (敬称略)

#### (1) 支部役員

支部長 吉田 博一

副支部長 片岡 学 (会計担当), 喜多 陽太郎, 浦上 豊蔵

監事 福德 泰司

#### (2) サポーター近畿支部の運営にご協力いただくメンバーを「サポーター」として、研究会等のお手伝いやサポーター会議で運営方針の検討に参加して頂いております。

### 2. 近畿支部総会

2月17日(土) 大阪市総合生涯学習センター第2研修室 今後の近畿支部の活動内容につき、方針の決定と意見交換を行い、昨年度と同様に、奇数月の第3金曜日に「定例研究会」、偶数月の第3土曜日に本部月例研究会のビデオ討議する「システム監査勉強会」を開催することにした。

出席者：9名

### 3. サポーター会議

平成19年度サポーター会議 6月11日(月)

場 所：がんど 阪急東通り店

出席者：土出、藤野、中谷、安本、福德、飛田、後藤、鈴木、岡谷、津田(博)、梅原、松井(亮)、関西、中村、逢坂、吉田、浦上、喜多

テーマ：①20周年関連プロジェクト・実践セミナーの準備等進捗状況について

②今後の支部の方向性について

### 4. 定例研究会活動

#### (1) 第100回1月19日(金) 国際カンファレンスプラザ

テーマ：「内部統制の諸相」 講師：木村 安寿氏 参加者：51名

#### (2) 第101回3月16日(金) 大阪市立総合生涯学習センター

テーマ：「電子商取引 (EC) でのコンプライアンス」 - サイバーショッピングの法的問題を中心に -

講 師：松田 貴典氏

参加者：52名

#### (3) 第102回5月18日(金) 大阪市立総合生涯学習センター

テーマ：「ユビキタスとインターネットの未来」

講 師：下條 真司教授

参加者：29名

#### (4) 第103回7月20日(金) 大阪市立総合生涯学習センター

テーマ：「内部統制監査における公認会計士と IT プロのそれぞれの役割」

講 師：中村 謙一氏

参加者：31名

#### (5) 第104回9月21日(金) 大阪市立総合生涯学習センター

テーマ1:「システム管理基準に基づくエンベデッドシステム開発のガバナンスの研究」

講師:浦上 豊蔵氏

テーマ2:「内部監査としてのシステム監査の実施事例」 講師:亀田 裕和氏

テーマ3:「プライバシーマーク審査員登録制度の概要」 講師:清水 美夫氏

参加者:25名

- (6) 第105回 11月15日(木) 大阪市大文化交流センター

テーマ:「情報セキュリティへの実装レベルを考察する」

－システム監査この10年の歩みから残された課題－ 講師:安本 哲之助氏

参加者:45名

## 5. システム監査勉強会

本部月例研究会・定期総会記念講演などのビデオ上映と討議

- (1) 第7回 2月17日(土) 大阪市総合生涯学習センター 参加者:15名

①第123回「事業継続とシステム監査について」

- (2) 第8回(兼第2回J-SOX研究会) 3月21日(祝) 大阪市立総合生涯学習センター

①第126回「J-SOXの基準とITの位置づけ」 参加者:20名

- (3) 第9回(兼第3回J-SOX研究会) 4月15日(日) 大阪市立総合生涯学習センター

第6期通常総会時の記念講演「内部統制評価監査制度に向けたシステム管理基準追補版のポイント」参加者:20名

- (4) 第10回 6月16日(土) 大阪市立大学文化交流センター参加者:14名

①第124回「FISCの安全対策基準とコンティンジェンシープラン策定手引書の改訂について」

②第125回「ITサービスマネジメント(ISO20000)の概要と事例から学ぶ構築のポイント」

- (5) 第11回 8月18日(土) 大阪市立総合生涯学習センター参加者:18名

①第127回「米国優良企業の内部統制を支えるもの」

②第128回「金融機関等のシステム監査指針(第3版)改訂について」

- (6) 第12回 10月20日(土) 大阪大学中之島センター 参加者:16名

①第129回「米国SOX法対応のIT内部監査の課題と対応」

- (7) 第13回 12月15日(土) 大阪市立大学文化交流センター 参加者:36名

①第130回「経済産業省“システム管理基準 追補版(財務報告に係るIT統制ガイダンス)”の解説」

②第131回「はじめての内部統制～どこまでやるのIT全般統制～」

## 6. セミナー活動

### I J-SOX研究会

J-SOX取りまとめサポーター 京阪 昌彦氏、4月より筆島 務氏

- (1) 第1回 2月26日(月) エル・おおさか 参加者:12名

- (2) 第2回(兼第8回システム監査勉強会) 3月21日(水・祝)

大阪市立総合生涯学習センター 参加者:20名 テーマ:本部月例研究会ビデオ討議

第126回「J-SOXの基準とITの位置づけ」

- (3) 第3回(兼第9回システム監査勉強会) 4月15日(日)

大阪市立総合生涯学習センター 参加数:20名

テーマ:定期総会記念講演ビデオ討議「内部統制評価監査制度に向けたシステム管理基準追補版のポイント」

- (4) 第4回 6月7日(木)

大阪市立大学文化交流センター 参加数:11名

テーマ:「内部統制よもやま話 J-SOXはシステム監査人にとってビジネスチャンスになるか?」

話題提供:後藤 知久氏

- (5) 第5回 8月28日(火)

大阪市立生涯学習情報センター 参加数:18名

テーマ:「会計士が知りたいIT統制」 話題提供:石井 和也氏

### II システム監査実践セミナー

実践セミナー取りまとめサポーター 岡谷 亨氏

- (1) 第1回打合せ 2月27日(火) エル・おおさか 参加者:4名

- (2) 第2回打合せ 4月9日(月) 大阪市総合生涯学習センター 参加者:10名

- (3) 第3回打合せ 5月24日(木) 大阪市立大学文化交流センター 参加者:11名

- (4) 第4回打合せ 6月29日(金) 大阪市立大学文化交流センター 参加者: 9名  
 (5) 第5回打合せ 8月3日(金) 大阪市立大学文化交流センター 参加者: 9名  
 (6) 第6回打合せ 9月6日(金) 大阪市立大学文化交流センター 参加者: 9名  
 (7) 第7回打合せ 10月24日(水) 大阪市立大学文化交流センター 参加者: 6名  
 (8) 第8回打合せ 11月10日(土) 大阪市立大学文化交流センター 参加者: 11名  
 (9) システム監査実践セミナー (近畿支部主催)11月23日(祝)~24日(土) 三洋電機 研修センター  
 参加者: 8名 スタッフ参加者: 10名  
 (10) 実践セミナー課題論文審査会 12月26日(水) 大阪市立大学文化交流センター 参加者: 5名

### Ⅲ 西日本支部合同研究会 5月26日(土) 八重洲博多ビル

- (1) 参加者数: 近畿支部から3名  
 (2) 近畿支部から、中谷正明氏の講演「システム監査人とヒューマンスキル」詳細は九州支部の活動報告を参照ください。

### 7. 支部20周年記念行事について

- (1) J-SOX研究会の活動を開始した。(セミナー活動に記載)  
 (2) 2008年に迎える支部20周年記念行事について、次の打ち合わせを行った。  
 支部20周年記念シンポジウム取りまとめサポーター 津田 圭司氏  
 3月14日(水) エルおおさか 参加者: 3名

## Ⅶ. 中四国支部

### 1. 活動概要

- ・原則として月に一度月例会を実施。(計 11回)
- ・支部メーリングリストによる連絡、情報交換。

### 2. 活動実績

月例研究会(東京)ビデオの視聴及び情報交換を中心に月例会を実施した。

- (1) 平成18年1月度月例会 1月17日(水) 18:30 - 20:30  
 「ITサービスマネジメント(ISO20000)の概要と事例から学ぶ構築のポイント」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (2) 平成18年2月度月例会 2月14日(水) 18:30 - 20:30  
 「J-SOXの基準とITの位置づけ」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (3) 平成18年3月度月例会 3月20日(火) 18:30 - 20:30  
 「地域でのJ-SOXビジネスの現状とシステム監査人の関与スキームについて」(座談会)  
 (4) 平成18年4月度月例会 4月18日(水) 18:30 - 20:30  
 「内部統制評価監査制度に向けたシステム管理基準追補版のポイントについて」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (5) 平成18年6月度月例会 6月20日(水) 18:30 - 20:30  
 「金融機関等のシステム監査指針」、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」改訂について」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (6) 平成18年7月度月例会 7月18日(水) 18:30 - 20:30  
 「米国優良企業の内部統制を支えるもの」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (7) 平成18年8月度月例会 8月29日(水) 18:30 - 20:30  
 「米国SOX法対応のIT内部監査の課題と対応」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (8) 平成18年9月度月例会 9月19日(水) 18:30 - 20:30  
 「経済産業省“システム管理基準 追補版(財務報告に係るIT統制ガイダンス)”の解説」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (9) 平成18年10月度月例会 10月22日(月) 18:30 - 20:30  
 「はじめての内部統制~どこまでやるのIT全般統制~」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (10) 平成18年11月度月例会 11月21日(水) 18:30 - 20:30  
 「内部統制の監査に関する実務上の取り扱い」の解説」(ビデオ視聴及び情報交換)  
 (11) 平成18年12月度月例会 12月13日(木) 18:30 - 20:30  
 「システム監査これからの10年」(座談会)  
 事業報告、事業計画、役員改選

**3. 支部役員**

支部長	溝下 博	副支部長	磯辺靖國	会計	清野敏弘
監事	福田陽一	事務局	西村 隆	広報担当	永井好和

**Ⅷ. 九州支部****1. 支部の状況と役員体制**

●支部会員 55名 (平成 19年 12月末時点) 新入会: 2名 退会: 3名

## ●役員体制

支部長	福田啓二				
副支部長	中溝統明 (鶴岡 通 木下一朗 船津 宏)				
会計	松嶋敦				
会場	木下一朗				
書記	鶴岡通鞍馬忠志 平山克己				
HP	美田佳奈				
監査	船津宏				
顧問	守田昭彦 行武郁博				
20周年準備委員	中溝統明 船津 宏 平山克己				
地区	大分県 : 藤平 実		長崎県 : 平山克己		
	鹿児島県 : 山下博美		沖縄県 : 井海宏通		

**2. 活動概要**

- (1) 月例会の開催  
通例どおり、月 1回の月例会を開催した。(福岡市)
- (2) 西日本支部合同研究会を九州支部主催で開催 (5/26)
- (3) 他団体との合同イベントとして、今年で 4回目にあたる大分合同セミナーを中小企業診断協会大分県支部、ITC大分との共催で合同開催した (11/10)
- (4) 他支部、関連他団体との連携、情報発信の活発化  
福岡 ITコーディネータ推進協議会第定例セミナーの後援 (2/17, 9/1)  
日本システムアナリスト協会九州支部沖縄合同定例会の後援 (11/3)
- (5) SAAJ20周年記念事業としての「研究レポート集」は2008年度に繰り越しとなった。

**3. 月例会**

毎月、支部会員の研究・検討・報告事項の発表を中心に行った。東京での月例研究会ビデオ視聴も実施以下は各月の主要事項。(各回の主要発表事項)

- (1) 第196回1月度月例会 1月27日(土) 13:00~17:00 (参加: 12名)  
内容: ①システム監査関連情報提供 (鶴岡通氏、秀嶋弘之氏)
- (2) 第197回2月度月例会 2月24日(土) 13:00~17:00 (参加: 13名)  
内容: ①第5回九州IT-officeセキュリティ検討会参加報告 (鶴岡通氏)  
②「システム管理基準 追補版」の紹介 (福田啓二氏)
- (3) 第198回3月度月例会 3月24日(土) 13:00~17:00 (参加: 12名)  
内容: ①通常総会出席報告 (福田啓二氏)  
②日本銀行金融研究所、資料紹介 (大石正人氏)
- (4) 第199回4月度月例会 4月28日(土) 13:00~17:00 (参加: 13名)  
内容: ①「日本版SOX法とシステム監査」論点解説 (守田昭博氏)
- (5) 第200回記念5月度月例会 (参加者62名)  
九州支部月例会200回記念SAAJ西日本支部合同研究会  
日時: 平成19年5月26日(土) 13:00~17:00  
会場: 博多八重洲ビル  
テーマ: 「システム監査人に求められるスキル」  
講演1 「システム監査人とヒューマンスキル」 近畿支部 中谷 正明氏  
講演2 「システム監査人と職業倫理」 中四国支部 溝下 博氏  
講演3 「システム監査人と技術的スキル」 九州支部 福田 啓二氏  
討論会 システム監査の諸論点について

- (6) 第201回6月度月例会6月23日(土)13:00~17:00(参加13名)  
内容:①「JIS Q 15001再考」(行武郁博氏)
- (7) 第202回7月度月例会7月28日(土)13:00~17:00(参加12名)  
内容:①CIO ITガバナンスセミナー参加報告(佐々木)  
②SAAJ北海道支部・東北支部合同研究会参加報告(福田)
- (8) 第203回8月度月例会8月25日(土)13:00~17:00(参加9名)  
内容:①「企業経営とリスクマネジメントセミナー」概要報告(鶴岡)
- (9) 第204回9月度月例会9月22日(土)14:00~17:00(参加12名)  
内容:①システム監査関連トピック(熊本市の包括外部監査)紹介
- (10) 第205回10月度月例会10月27日(土)14:00~17:00(参加8名)  
内容:①ネットワーク・セキュリティワークショップ in 越後湯沢報告
- (11) 11月度大分合同セミナー  
日時:平成19年11月10日(土)13:00~17:05  
会場:大分市コンパルホール304会議室  
主催:中小企業診断協会大分県支部、ITC大分、SAAJ九州支部  
内容:①「企業をいかにして継続していくか」  
大分大学経済学部 准教授 本谷るり氏  
②「小規模後発企業のネットを活用した事業展開の可能性について」  
インテリジェントパーク 代表取締役 荒添美穂氏
- (12) 第206回平成19年度九州支部総会(兼、12月度月例会)  
日時:平成19年12月22日(土)13:00~17:00  
議事:①平成19年度事業報告 ②平成20年度事業計画  
③平成20年度役員改正 ④20周年記念事業計画

#### 4. 共催、後援イベント

- (1) 福岡ITコーディネータ推進協議会「第3回 定例セミナー」  
日時:2月17日(土)13:30~17:30  
会場:天神ビル9号会議室  
内容:①「地上デジタル放送の現状と特徴について」  
テレビ西日本システム開発部 部長 富田 良彦氏  
②「技術とイノベーションの戦略経営」  
九州大学大学院経済学研究院 教授 塩次 喜代明氏
- (2) 福岡ITコーディネータ推進協議会「第4回 定例セミナー」  
日時:9月1日(土)13:30~17:30  
会場:天神ビル9号会議室  
内容:「マネジメントとしてのメンタルヘルスを考える」  
Career Design Office 代表 佐藤 敏子氏
- (3) ITC沖縄、日本システムアナリスト協会九州支部合同定例会  
日時:平成19年11月3日(土)  
会場:沖縄産業支援センター(那覇市)  
後援:特定非営利活動法人ITコーディネータ協会  
特定非営利活動法人日本システム監査人協会九州支部  
内容:①「ISO20000とITサービスマネジメント」  
ITC沖縄 平良 弘氏  
②「IT技術者スキル向上策あれこれ」  
JSAG九州支部(SAAJ会員) 福田啓二氏  
③「IT化人材育成の理想と現実 -産構審報告から」  
JSAG、ITCA 会員 清水順夫氏

#### 5. メーリングリスト

平成19年(平成18年12月~平成19年11月末)400通月例会案内および出欠連絡、各種公表(システム監査関連)情報、セミナー情報など。

## 第2部 会計報告及び会計監査報告

## 1. 平成19年度特定非営利活動に係る事業会計 財産目録

平成19年12月31日現在

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

第6期

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現預金			
・本部現預金			
三井住友銀行	1,778,061		
みずほ銀行	4,503,106		
イーバンク銀行	3,751,653		
みずほ銀行(八重洲口)	463,160		
東京三菱UFJ銀行	377,998		
東京三菱UFJ銀行(日本橋)	305,500		
郵便振替口座	2,010,135		
郵便普通預金	2,203,835		
会計手許現金	81,790		
・支部現金預金			
北海道支部	125,450		
東北支部	228,364		
北信越支部	317,398		
中部支部	509,531		
近畿支部	1,071,454		
中・四国支部	266,066		
九州支部	369,120	18,362,621	
未収金(延べ189名分の会費)		2,983,000	
流動資産合計			21,345,621
2 固定資産			
器具備品			
シュレッダー1台	86,935		
プロジェクター4台	178,743		
サーバー1台	810,714		
パソコン1台	19,798	1,096,190	
ソフトウェア			
新会員管理システム一式	1,239,000		
旧会員管理システム一式	71,400	1,310,400	
敷金(共同ビル)		451,080	
固定資産合計			2,857,670
資産合計			24,203,291
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
HP保守、旅費交通費他		307,909	
未払消費税		0	
仮受金		51,000	
前受金(翌年以降分の会費)		110,000	
預り金(講師料等に係る源泉徴収税)		180,331	
流動負債合計			649,240
負債合計			649,240
III 差引 期末正味財産合計額			23,554,051

## 平成 19 年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

平成 19 年 12 月 31 日現在

特定非営利活動法人日本システム監査人協会  
(単位:円)

第6期

資産の部			負債の部		
科目	金額		科目	金額	
流動資産			流動負債		
現金預金	18,362,621		未払金	307,909	
未収入金	2,983,000		未払消費税	0	
前払費用	0		仮受金	51,000	
流動資産合計		21,345,621	前受金	110,000	
			預り金	180,331	
			流動負債合計		649,240
固定資産			正味財産の部		
器具備品	1,096,190		前期繰越正味財産	24,084,347	
ソフトウェア	1,310,400		当期正味財産減少額	530,296	
敷金	451,080		正味財産合計		23,554,051
固定資産合計		2,857,670			
資産合計		24,203,291	負債及び 正味財産合計		24,203,291

## 計算書類に対する注記

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却

器具備品は定率法、ソフトウェアは定額法により、帳簿価額を直接減額している。

## (2) 資金の範囲

資金の範囲は、現金と流動性預金している。前期末及び当期末残高は、下記 2 に記載した通りである。

## (3) 消費税に関する会計処理方法

税抜方式によっている。なお、控除仕入税額は、消費税法第 60 条第 4 項により特定収入に係る課税仕入れ等の税額のみを控除している。

## 2. 次期繰越収支差額の内容

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	21,553,144	18,362,621
合計(イ)	21,553,144	18,362,621
固定性預金	0	0
合計(ロ)	0	0
次期繰越収支差額(イ)-(ロ)	21,553,144	18,362,621

## 3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次の通りである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	2,567,365	1,471,175	1,096,190
ソフトウェア	1,617,000	306,600	1,310,400
合計	4,184,365	1,777,775	2,406,590

## 平成19年度 特定非営利活動に係る事業会計 収支計算書

平成19年12月31日現在

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

第6期

(単位:円)

科 目	予算		実績		差引 (実績-予算)
	(細目)		(細目)		
I 収入の部					
1 入会金・会費収入	10,900,000		11,482,000		582,000
入会金収入		200,000		157,000	△ 43,000
会費収入		10,700,000		11,325,000	625,000
2 事業収入	16,784,000		18,127,677		1,343,677
普及・啓発、広報事業		0		63,000	63,000
研究・研修事業		13,184,000		14,594,427	1,410,427
認定事業		3,600,000		3,470,250	△ 129,750
3 寄付金収入	0		0		0
4 収益事業からの繰り入れ	0		0		0
5 その他収入	501,000		1,841,045		1,340,045
支部収入(会場費等)		500,000		1,545,544	1,045,544
雑収入		1,000		295,501	294,501
当期収入合計(A)	28,185,000		31,450,722		3,265,722
II 支出の部					
1 事業費	25,015,000		20,929,230		△ 4,085,770
普及・啓発、広報事業費		7,540,000		5,650,929	△ 1,889,071
研究・研修事業費		12,975,000		11,581,381	△ 1,393,619
認定事業費		4,500,000		3,696,920	△ 803,080
2 管理費	11,614,000		10,714,892		△ 899,108
什器備品費		300,000		566,290	266,290
サーバー関連費		2,000,000		393,400	△ 1,606,600
通信費		250,000		201,906	△ 48,094
交通費		960,000		953,275	△ 6,725
消耗品費		400,000		334,455	△ 65,545
事務所運営費		1,300,000		1,164,222	△ 135,778
会計業務委託費		504,000		504,000	0
会議費		600,000		489,026	△ 110,974
支部運営費		2,000,000		2,614,470	614,470
(支部助成金)		(1,500,000)		(1,355,000)	(△ 145,000)
事務局手当て		3,000,000		3,230,211	230,211
雑費		300,000		263,637	△ 36,363
3 予備費	100,000		0		△ 100,000
4 減価償却費	350,000		336,896		△ 13,104
5 租税公課	30,000		0		△ 30,000
当期支出合計(B)	37,109,000		31,981,018		△ 5,127,982
当期収支差額(A)-(B)	△ 8,924,000		△ 530,296		8,393,704
前期繰越収支差額(C)	24,084,347		24,084,347		0
当期繰越収支差額(A)-(B)+(C)	15,160,347		23,554,051		8,393,704

\*実績の当期収入には期末時前受け金 110,000 円を含まず。

\*実績の入会金・会費収入には、未収入金 2,983,000 円を含む。

\*支部運営費は 2,614,470 円のうち 1,355,000 円は支部助成金から支出している。

2. 平成 19 年度 収益事業会計

平成 19 年 12 月 31 日現在

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

今年度については収益事業に係る収入・支出はありません。

3. 平成 19 年度 監査報告

監査報告書

1. 特定非営利活動法人日本システム監査人協会における平成 19 年度（平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日）の事業予算・実績表、貸借対照表並びに財産目録は、関係諸帳簿、その他の関係書類を監査したところいずれも適正であり、また、公益法人会計基準に準じて正確に作成されたものであることを認めます。
2. 業務遂行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

平成 20 年 2 月 8 日

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

監事 勝田 敦彦 (勝田)

監事 中尾 宏 (中尾)

## 平成 20 年度事業計画 (案)

### I. 本部

#### 1. 全般

平成 20 (2008) 年度は、特定非営利活動法人 (NPO 法人) の第 7 期であり、任意法人時から数えれば 20 年目にあたる。

外部状況も、J-SOX 法対応など、大きく変化している。システム監査人のあり方、さらには協会のあり方はどうあるべきかを改めて問い直しながら行動していく必要があると考えられる。

具体的には、今までの諸活動を別項のように継続し、さらに次の事項に重点的に取り組む。

- ・協会 20 周年記念事業の実施
- ・公認システム監査人制度の充実
- ・本部支部交流の強化

#### (1) 20 周年記念事業の実施

- ・すでに計画されている本支部での講演会の実施
- ・「システム監査、これからの 10 年」アンケートの分析、発表
- ・「J-SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル」の発刊

#### (2) 公認システム監査人認定制度の充実

- ・公認システム監査人のさらなる社会的認知を目指し、公認システム監査人等の利用促進
- ・年 2 回春秋の公認申請の募集を継続
- ・継続教育セミナーの年 2 回実施

#### (3) 本部支部交流の強化

組織の拡大に対応し、あらゆる機会を捉えて本部支部の交流をはかり、協会会員一体感の醸成に努める。

#### 2. 教育研修委員会

本年度も前年同様、特別講習認定機関に認定コースを委託により実施する。

#### (1) 論文・プレゼンテーションコース (1 日コース)

実施回数予定：東京 4 回、大阪 1 回計 8 回  
実施時期予定：1 月～6 月 4 回、7 月～12 月 4 回  
受講者予定：25 名

#### (2) システム監査に関する知識コース (2 日コース)

実施回数予定：東京 4、大阪 4 回計 8 回  
実施時期予定：1 月～6 月 4 回、7 月～12 月 4 回  
受講者予定：40 名

#### (3) 情報システムに関する知識コース

実施回数予定：東京 1 回、大阪 1 回計 2 回  
実施時期予定：1 月～6 月 1 回、7 月～12 月 1 回  
受講者予定：10 名

#### (4) コース運営管理について

委託機関に対して、公認システム監査人応募締め切りに余裕を持って間に合うようなコース開催スケジュールを設定するように指導する。

情報処理試験制度の変更に伴う特別講習認定についての見直しを行う。

#### 3. 会報

##### (1) 今後の活動計画

①特集が好評です。継続して編集できるよう目指しています。

理事会議事。月例研究会、研修会の報告。支部の活動報告。会員紹介などの定例テーマに加え、会員投稿エッセイや投稿論文を増やしていきたいと考えていますので、会員各位の積

極的な投稿を期待しています。

- ②実務に有益な会報を目指し、活動報告と掲載論文の募集を継続します。
- ③次年度は20周年記念行事を盛り上げ、これまで以上に外部への広報にも活用できるような編集方針で臨みたいと考えます。
  - ・内部統制の活動が広まるので、監査に関心を持つ対象者は増えている。
  - ・会員向けの広報誌としてだけでなく、会員が監査に関する活動を説明する、研究会活動に参加していない会員が活動することを支援する内容を織り込んでいきたい。(例：CSAコラム、論文より軽いエッセイ風の記事編集)
  - ・会報、HP、メールのメディアを多面的に活用する工夫を加える。
  - ・外部への広報アピールや、論文投稿の力をつける機会を多く提供したい

## (2) 2008 年会報の特集計画

2008年には、本部支部で開催する20周年記念行事を組み合わせ、公認システム監査人の活動、支部での活動、日本版SOX法や会社法改正に伴う企業の業務プロセスに対する整備活動、監査活動などの事例を通じて、特集を調整していく見込みです。このため、会報編集会議を開催して、特集方針と編集担当の分担を調整します

- ①「全国で開催する20周年記念行事」を特集する
  - 日程地域での記念行事を盛り上げるよう、支援企画を組む
  - 支部での活動を特集して、今後の地域活動を支援したい
  - テーマ
    - 1) 各支部、各部会活動
    - 2) 本部・支部活動、部会に参加していない会員に投稿を呼びかける
    - テーマの選定や特集の組み方は、記念企画に沿うよう検討する
    - 3) 会報独自のテーマを考慮する
- ②「20周年記念」に関連する特集を順次、発行する
  - 1) 会報記事にみる俯瞰(99号に掲載)
  - 2) アンケート(98号で依頼、100号で速報、101号に分析)
  - 3) CSAの活動紹介、SAAJの活動紹介を企画する。
  - 各部会活動、支部活動の進捗と活動報告を確認して、編集する。

## 4. 月例研究会

### (1) 月例研究会の開催回数について

平成19年度は、年間8回の研究会を開催した。  
平成20年度も年間8回の開催を予定したい。

### (2) 各回のテーマ/講師について

- ・引続き会員の興味を引く、鮮度のよいテーマの選定に努めたい。
- ・また、分野については特定分野に偏らずバランスよく選定していきたい。
- ・講師については、今年度も官公庁・外郭団体、民間、大学及び当協会関係者等のバランスを考慮していきたい。

## 5. 法人部会

### (1) 会員の拡大

- ・平成19年は5社が新規に法人正会員として入会された。引き続き、法人正会員の増強に向けた活動を行う。具体的には、システム監査企業台帳登録企業をはじめ、システム監査に係わりの深い企業に対しての入会案内の送付を行う。
- ・法人部会、さらには当協会の活動成果のアピールが会員の増強につながるので、活動の充実を図っていく。

### (2) 自治体向け情報セキュリティセミナーの実施

- ・平成19年は2自治体でセミナーを実施した。さらに、実施には至らなかったが、ご相談はいくつかの自治体からいただいております、次第に認知度が高まっている。
- ・セミナーの内容の充実、実施事例のアピールなどによって、さらに広報を行い、実績を増やしていきたい。さらには、自治体だけでなく民間企業へのアプローチも検討していく。

**(3) 20周年記念事業への参画**

- ・平成19年は、「システム監査これからの10年」アンケートの集計・分析作業に協力した。今年はいよいよ20周年の年であり、法人部会として、20周年記念事業プロジェクトと協力して事業を盛り上げていく。

**(4) 会員同士の情報交換**

- 次のようなテーマで、会員企業同士で意見交換を行っていく。
  - ・システム監査のビジネス化
  - ・システム監査を取り巻く状況：内部統制、個人情報保護、情報セキュリティ

**(5) 定例部会**

- ・月1回開催する。

**6.CSA 利用推進****(1) 今後の活動計画**

- ・CSAのプレゼンスと社会的な評価や価値を高め、具体的な実効を挙げることを目標とする。特にCSAの方々をうまく巻き込んだ実践的な取り組みを推進する。利用推進担当理事を主体にした会合も開催するが、CSAの方々から意見や要望を受ける場や、CSAとしての研究会の立上げも検討する。
- ・認定カード、パンフレット、要件の追加記載の依頼等に対する普及フォローは引き続き行う。大幅リニューアルしたCSA関連サイトの充実を図り、SAAJのホームページ全体の活性化も目指す。さらにCSAの方々の相互研鑽と情報共有の場として、メーリングリストの利用やフェイス to フェイスの場の設定も実現したい。CSAを広く社会に知ってもらうためにCSAに関係した実務書の出版も複数の筆者を募りながら進めたい。
- ・活動は利用推進担当理事の月1回程度の会合と、広くCSAの方々も参加できる場を作る。また会報担当やHP&メーリングリスト担当、月例会担当、CSA認定委員会、SAAJ事務局等との連携や協力を取って進めていく。

**(2) 今後の課題**

- ・CSA利用推進の活動を幅広くSAAJ会員に知ってもらうことと、世の中に対してCSAのプレゼンスを高める実効は、まだ途上である。次年度は、CSAが入札条件や採用条件等で記載される頻度を増やすことと、CSAの方々の相互交流、相互啓発となる施策を展開する予定である。

**7. システム監査事例研究会****(1) システム監査普及サービス**

計2回/年実施を目標に、協会ホームページで監査の受診希望企業・団体を募集。別途、必要な営業活動を行う。

**(2) システム監査実務・実践セミナー**

公認システム監査人制度の教育制度の一環として、昨年同様システム監査実務セミナー4日間コースを2回開催したい。普及サービス実施結果に基づき新教材の開発を行い、システム監査未経験の会員及び公認システム監査人補にシステム監査実務を経験する機会を提供してゆきたい。具体的な開催計画は、以下の通り。

**① 11回システム監査実務セミナー4日間コース**

2008年2月9日(土)、10日(日)、23日(土)、24日(日)

(於：千葉市幕張)

**② 第12回システム監査実務セミナー4日間コース**

9月開催予定(於：千葉市幕張)

**(3) 内部統制セミナー**

本年は、J-SOX初年度ということもあり、隔月6回/年開催を目標に、ITの全般統制に焦点をあてた内部統制セミナーを開催する。

現在開催が決定しているセミナーは、以下の通り。

**内部統制セミナー3日間コース於：総評会館(東京お茶の水)**

第5回 1月28-30日  
第6回 3月17-19日  
以降5月、7月に開催予定。

#### (4) システム監査事例研究会からの情報発信

SAAJのホームページ上に、事例研究会の活動状況及び活動実績を広報、宣伝するために、継続的に情報発信を行なうこととしたい。事例研究会の中にホームページ担当部会をおき、具体的な改善改良作業を開始しており、本年も継続的に活動していきたい。

#### (5) 月例会の運営改善

毎月開催している月例会において、テーマ及び講師を予め決め、新規参加会員に有益な情報提供と討論を含めた活動への参加の場を新たに提供したい。

### 8. 情報セキュリティ監査研究会

#### (1) 活動計画

19年度の延長になる次の検討を進め、一区切りをつける。  
【情報セキュリティ監査のためのリスクの洗出し  
およびその分析、監査における監査ツールの利用】の一般化、普及

#### (2) 平成20年度研究会研究項目

①情報セキュリティ監査基準の監査に関する情報・ノウハウの共有  
②情報セキュリティ監査基準を利用する「基準ツール」の充実を図る  
成果としては、「リスクの洗出しおよびその分析、監査ツールの利用」について一般の方々(=当協会に所属していないなど専門家でないの方々)を意識した分かりやすい、使いやすい形でまとめることにしたい。

#### (3) 展開方法(案)

リスクの洗出しモデルをツール上に展開する。Wikiサーバにおいた閲覧ツールを利用する方法で、このツール上に情報セキュリティ監査結果を参考にして得たノウハウ(平成19年度に検討した)を、JISQ27001(\*1)を軸に展開し、いくつかの業務分野に関するリスクの洗い出しとその対応方法を資料化する。

(\*1) JISQ27001: 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項

### 9. システム監査基準研究会

#### (1) 研究項目

① J-SOXとシステム監査基準  
② SAAJシステム管理基準体系案作成

#### (2) 研究会項目

① J-SOXとシステム監査基準の成果についての外部PR活動の実施  
② SAAJシステム管理基準体系案を作成し、今後本研究会で進めていく全体像を検討する。

#### (3) 定例研究会

・月1回開催する。

### 10. 個人情報保護監査研究会

システム監査人の活動分野の一つとして、個人情報保護監査を担える人材の育成と、活動の場を確保すべく、研究と実践を推進する。

- (1) 個人情報保護管理者/監査責任者の育成セミナーを行う  
出版物「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」を活用
- (2) 推薦制度を利用して個人情報保護マネジメントシステム構築・運用を行う事業者の支援を行う
- (3) システム監査普及サービスを利用して、個人情報保護内部監査を行う事業者の支援を行うとともに個人情報保護監査人の育成を図る(事例研究会に依頼)
- (4) 個人情報保護に関する提案・提言・研究の推進

(5) システム監査人協会ホームページ上での、PMS に関する Q&A への対応を行う

#### 11.20 周年記念事業準備 PT

「システム監査、これからの 10 年」をスローガンとして、当 PT でこれまでに検討してきた「本支部による 20 周年記念講演会」「20 周年記念出版」「システム監査ビジョンの提言」という 3 つの活動を具体的に実施していく。

### II . 北海道支部

#### 1. 定例研究会・勉強会実施

研究会は、テーマを決めて隔月で実施する。基本的に支部員が持ち回りで講師を務める。また、本部より送付される月例会のビデオテープを上映する勉強会を隔月で実施する

#### 2. 講演会の実施

年に 1 度、外部より講師を招いて講演会を実施、広く一般に公開する。他団体との共催により聴衆を増やし知名度を高めるとともに、広く交流を図る

#### 3. システム監査の実践

北海道でのシステム監査普及サービスを試行する。また北海道でのシステム監査ビジネスの普及に向けての調査を行う

#### 4. 広報

支部活動について対外的な広報、および支部員勧誘を行う。対外的な広報に関しては、協会のホームページの北海道支部のコーナーを充実させる

#### 5. メーリングリストによる連絡

支部メーリングリストにより、支部員間の連絡および情報交換を行う

#### 6.20 周年事業の実施

記念講演会を実施予定

### III . 東北支部

#### 1. 協会 20 周年記念事業

- (1) 10 月 24 日、25 日の ITC みやぎ、アナリスト協会東北支部との合同ワークショップを兼ねて実施。
- (2) ワークショップの運営は、24 日 ITC 宮城、25 日 SAAJ として進める。
- (3) 責任者支部長  
1 月の総会にて委員会（部会）を立ち上げ実行委員を決定する。
- (4) その他  
今後、上記の案を元に、更にブラッシュアップしていく予定。

#### 2. 定例研究会

- ・メーリングによる参加を考慮した定例会を 2 ヶ月に 1 回程度開催する。
- ・毎回、会員による活動事例発表を講演する。
- ・開催場所は仙台市の他、各県での開催を検討しつつ運営する。

#### 3. 広報活動

- ・経済産業省推進プロジェクトである「東北 IT 経営応援隊」、各県の IT コーディネータ組織との連携を図り、当協会東北支部の広報宣伝活動を強化する。
- ・協会ホームページの支部便りを活用し、特に、東北支部地域へのシステム監査に関する情報の発信を行う。

#### 4. 会員増強

- ・公認システム監査人の特別講習受講対象資格保持者（システム監査、アナリスト、など）、IT コーディネータ、中小企業診断士を対象に会員加入を推進する。
- ・特に、特認を利用し IT コーディネータから公認システム監査人、公認システム監査人

から情報セキュリティ監査人の資格を得られること。ITコーディネータの資格維持として必要な継続ポイント取得に、公認システム監査人の更新手続きが追加された。これらの要件をインセンティブとして、ITコーディネータからの公認システム監査人への資格取得促進を強化する。

#### 5. 公認システム監査人特別認定講習の開催促進

- ・ITコーディネータから公認システム監査人（補）の資格取得促進を図るため、仙台市での特別認定講習実施に向け活動する。

#### 6. システム監査普及サービスの実施

- ・昨年度は、協会本部の事例研のシステム監査普及サービスに支部員3名が参加し、実際のシステム監査を経験することができた。今年は、更に会員がシステム監査を体験できるように、システム監査普及サービス対象企業を募り、事例研究会と共同開催を目指す。

#### 7. 個人情報保護法に対応する支援、内部監査など

- ・システム監査普及の一環として、個人情報保護法の遵守のための構築支援・内部監査支援の促進を図る。
- ・また、Pマーク又はISMS認定取得に関する支援を実施する。

#### 8. 講演会の実施

- ・例年通り、東北各県のIT関連機関およびITC東北など他団体との共催を含めた講演会を実施する。

### IV. 北信越支部

#### 1. 本年度の目標

SAAJ20周年を迎え、支部会員の能力向上と支部の技術基盤向上を目指します。

- ・研究チーム継続によるシステム監査の技術基盤の向上。
- ・本部、他支部との交流による知識、技術力の向上。
- ・プレゼンテーション能力の向上。
- ・インターネットを活用した組織コミュニケーションの向上。

#### 2. 活動計画（予定）

- ・1月中研究チームの成果まとめと今後方向性検討
- ・2月中本部年度総会
- ・3月15日支部年度総会＜今後方向性に沿った講演＞
- ・6月21日福井県例会
- ・9月13日長野県例会
- ・11月15,16日SAAJ20周年講演会 & 支部合同研究会
- ・12月13日石川県例会

#### 3. 支部役員改正案（3月年度総会予定）

支部長 森広志（富山）、副支部長 宮本茂明（石川） 梶川明美（富山）  
白井正（新潟）、顧問 伊藤祐太郎（富山） 松原一彦（石川）  
会計 坂井敏之（富山）、情報統括 清水尚志（石川）  
県部会長 角屋典一（福井）、宮本茂明（石川）、竹村徹也（富山）、  
風間一人（新潟）、堀明雄（長野）  
書記 尾島純子（富山）、監事 高瀬清春（富山）

### V. 中部支部

#### 1. 活動方針

- ・中部支部内会員、およびの継続的な相互研鑽・交流を図る。
- ・中部支部以外の地域や団体との人材交流を積極的に展開していく。

#### 2. 活動体制

支部長：田中勝弘  
副支部長：杉山浩一

会計担当：山田和夫  
顧問・監事：若原達朗

### 3. 活動内容

- (1) 例会 (1,3,5,7,9 月を予定)
- (2) 各種イベントの企画 (西日本合同研究会への参加など)
- (3) その他
  - ・メーリングリスト等を通じた会員の相互交流、情報提供
  - ・支部 20 周年記念講演会 (SAAJ20 周年)：11 月
  - ・中国との交流

## VI. 近畿支部

### 1. 活動方針

- ・支部 20 周年記念行事に向け、支部活動の充実化を進める。
- ・支部 20 周年を契機として、更なる支部活動の活性化を図る。

### 2. 支部体制 (敬称略)

- (1) 支部役員
  - ・支部長吉田博一
  - ・副支部長片岡学 (会計担当) 藤野正純
  - ・支部理事関西康一郎
  - ・監事福德泰司
- (2) 参与  
木村安寿、中谷正明、安本哲之助
- (3) サポーター  
石島、土出、川端、大谷、深田、大島、福德、小山 (正)、神尾、飛田、  
浦上、寺下、津田 (圭)、川見、京阪、林、鹿野、鈴木、岡谷、  
津田 (博)、畠山、松井 (亮)、筆島、芹生、尾浦、小山 (俊)、関西、中村、  
逢坂、竹田たちのサポーター各位の協力を得て、支部活動を行う。

### 3. 定例研究会活動

- ・従来と同様、隔月 (奇数月の第 3 金曜日) にて年間 6 回開催する計画。
- ・講師の選定については、過去の支部長や支部活動を盛り上げて頂いた方に依頼を予定している。

### 4. システム監査勉強会

- ・本部定例研究会のビデオによる勉強会で、平成 17 年度より実施した。
- ・定例研究会の開催されない月 (偶数月の第 3 土曜日) で、年間 6 回予定。

### 5. セミナー活動

- (1) 近畿支部 J-SOX 研究会  
J-SOX 法関連のテーマについて、支部会員同士での話題提供、意見を行う。
- (2) 支部合同研究会 (近畿・中部・北信越・中四国支部・九州支部)  
幹事の北信越支部に協力して、支部間のネットワークを拓げるイベントとしたい。(2008 年 11 月 15 日 (土曜日) 開催の予定)
- (3) システム監査実践セミナー  
中小企業のシステム監査の模擬監査として、開催予定。

### 6. システム監査普及サービス

- ・システム監査の普及と実践例の蓄積のために、積極的な広報活動と体制整備につとめる。

### 7. 支部運営体制について

- ①円滑な支部運営
- ②各活動のサポーターの組織化

### 8. 支部 20 周年記念行事について

2008 年 3 月の支部 20 周年を記念して次の行事の実施の準備を行う。

- (1) 近畿支部 20 周年記念シンポジウム  
2008 年 7 月 12 日に記念シンポジウム(講演+パネルディスカッション等)、懇親会を行う。

## Ⅶ. 中四国支部

### 1. 本年度の目標

- ・ 20 周年記念講演会の成功
- ・ 広島県外の会員の参加率向上
- ・ 他団体との積極的なタイアップ

### 2. 活動計画

- ・ 20 周年記念講演会 (9 月の土曜日午後)
- ・ 月例会の実施 (原則、毎月)
  - 月例研究会のビデオ視聴
  - その他、情報交換 (特に J-SOX 関連業務)

### 3. 支部役員

支部長 溝下博副支部長 小野哲夫、福原博明  
会計 清野敏弘 監事 福田陽一  
顧問 大谷完次

## Ⅷ. 九州支部

### 1. 活動計画

- (1) 月例会の開催原則月 1 回の月例会を継続する。  
・ 外部講師による講演を企画する。必要に応じ参加費を徴収する。
- (2) イベント企画・推進
- ① SAAJ20 周年記念事業の推進
    - ・ 九州支部研究レポート集作成 (2008 年 4 月末予定)
    - ・ 20 周年記念講演会九州地区開催 (2008 年 5 月 17 日開催予定)
  - ② 西日本支部合同研究会への参加
    - ・ 2008 年度は 11 月 15 日 (土) に富山県で開催予定。
    - ・ 参加者の旅費補助は別途検討する。
- (3) 他団体との合同セミナー、外部向けセミナー等の企画・開催。  
・ 福岡 ITC 推進協議会ははじめ九州各県の ITC 組織、システムアナリスト協会九州支部等の関連団体とのイベント共催の推進する。
- (4) 関連他団体との連携、情報発信の活発化  
・ 関連団体主催のイベントへの後援などを通じ連携を深めるとともに、当協会の紹介などを活発に行う。
- (5) メーリングリストによる情報・意見交換の一層の活発化

### 2. 役員体制

支部長	福田啓二
副支部長	船津 宏 木下一朗
会計	松嶋 敦
会場	木下一朗
監査	居倉圭司
顧問	行武郁博
地区担当	(大 分) 藤平 実 (長崎) 平山克己 (鹿児島) 山下博美 (沖縄) 井海宏通

## 平成 20 年度予算 (案)

## 1. 平成 20 年度特定非営利活動に係る事業会計事業予算科目案

平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで  
 特定非営利活動法人日本システム監査人協会  
 (単位:円)

科目		備考
I 収入の部	(細目)	
1 入会金・会費収入	11,200,000	
入会金収入		200,000
会費収入		11,000,000
2 事業収入	21,460,000	
普及・啓発、広報事業		0
研究・研修事業		17,960,000
システム監査人の認定事業		3,500,000
3 寄付金収入	0	今年度は特に予定せず
4 その他の事業からの繰り入れ	0	今年度は予定せず
5 その他収入	515,000	
支部収入(会場費等)		500,000
雑収入		15,000
当期収入合計(A)	33,175,000	
II 支出の部		
1 事業費	32,830,000	
普及・啓発、広報事業費		11,640,000
研究・研修事業費		17,190,000
システム監査人の認定事業費		4,000,000
2 管理費	10,014,000	
什器備品費		200,000
光熱水費		0
通信費		250,000
交通費		960,000
消耗品費		400,000
事務所運営費		1,300,000
会計業務委託費		504,000
会議費		600,000
支部運営費		2,000,000
(支部助成金)		(1,500,000)
事務局手当て		3,500,000
雑費		300,000
3 予備費	100,000	
4 減価償却費	1,000,000	
5 租税公課	30,000	
当期支出合計(B)	43,974,000	
当期支出差額(A)-(B)	△ 10,799,000	
前期繰越収支差額(C)	24,084,347	未収入金含む。
当期繰越収支差額(A)-(B)+(C)	13,285,347	

## 2. 平成 20 年度 その他の事業会計 事業予算科目案

平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

本年度は当該その他の事業を計画しておりません。

平成 20 年度役員選任  
第 8 期役員候補者名簿

支部 / 地域	協会役員	氏名	勤務先名	
関東	理事	岩崎 昭一	データリンクス(株)	
関東	理事	榎本 吉伸	YE システムコンサルティング事務所	新任
関東	理事	遠藤 誠	あずさ監査法人 IT 監査部	新任
関東	理事	小野 修一	(有) ビジネス情報コンサルティング	
関東	理事	片岡 学	あらた監査法人	
関東	理事	金子 長男	公認システム監査人	
関東	理事	蒲ヶ原 茂	日本ユニシス(株)	
関東	理事	橘和 尚道	システム監査コンサルタント	
関東	理事	木村 裕一	(財) 日本情報処理開発協会	
関東	理事	小宮山 登志雄	小宮山公認会計士事務所	新任
関東	理事	斎藤 茂雄	(株)日立情報システムズ	
関東	理事	桜井 由美子	EyeBeyond	
関東	理事	佐竹 博利	(株)日本システムディベロップメント	
関東	理事	島田 裕次	東京ガス(株)監査部	新任
関東	理事	菅野 徹	リンク情報システム(株)	新任
関東	理事	鈴木 信夫	(有) エイビーシー	
関東	理事	鈴木 実鈴	木アイ・ティ・シー	
関東	理事	成 楽秀	サンノックシステム株式会社	新任
関東	理事	高橋 邦明	高橋 IT 監査事務所	新任
関東	理事	竹下 和孝	んじゃろ監査事務所	
関東	理事	力 利則	日本電気(株)	
関東	理事	仲 厚吉	セコムトラストシステムズ(株)	
関東	理事	中山 孝明	国家公務員	
関東	理事	沼野 伸生	株式会社沼野 Associates	
関東	理事	馬場 孝悦	公認システム監査人	
関東	理事	原 純江	日本ビジネスコンピューター(株)	
関東	理事	松枝 憲司	(株)ビジネスソリューション	
関東	理事	三谷 慶一郎	(株)NTT データ経営研究所	
関東	理事	吉田 裕孝	三井物産(株)	
関東	理事	和貝 享介	監査法人トーマツ	
北海道	理事	大館 広之	NTT コムウェア北海道株式会社	新任
東北	理事	高橋 典子	株式会社富士通東北システム	
北信越	理事	森 広志	北陸電力(株)	
中部	理事	杉山 浩一	岐阜県庁	新任
中部	理事	田中 勝弘	(株)シーティーアイ	新任
近畿	理事	関西 康一郎	株式会社ニブロン	新任
近畿	理事	藤野 正純	公認会計士藤野正純事務所	新任
近畿	理事	吉田 博一	大阪府	
中四国	理事	溝下 博	あずさ監査法人	
九州	理事	福田 啓二	(株)アンヴィックス	
関東	監事	富山 伸夫	富山システム監査事務所	新任
関東	監事	中尾 宏	東京情報大学総合情報学部	

## 中部支部 2007 年度合宿報告

中部支部では12月1日、2日の2日間、例年同様、日本システムアナリスト協会中部支部と共同で合宿を開催した。(以下、敬称略)

### 1. はじめに

NPO 日本システム監査人協会  
中部支部長 若原達朗

今年も恒例となった JSAG 中部支部との合同合宿を開催することができました。久しぶりの「あいち健康プラザ」での開催となり、合宿委員の多田さんを初めとするみなさんのお骨折りに感謝いたします。

SAAJも設立20周年を迎え、来年はその記念行事が計画されています。中部支部でも今後の活動方針の参考とするため、この機会にこれまでの活動を整理したいと考え、今回の合宿のプログラムに盛り込んでいただきました。中部支部の会員が、過去にどんなことを考え、どんな活動をしてきたか、私も興味がありますし、最近入会していただいた支部会員にもぜひ知っていただき、今後それを基礎として、次の一步を踏み出したいと考えています。

中部支部では、支部長が任期2年でどんどん交代し、常に新しい人が支部運営に関わることで組織の活性化を図ることが慣例となっています。支部会員の皆様のご協力により、私も何とか任期をこなし、次の田中新支部長にトンを渡すことができました。しかし執行部が変わっても、支部の活動を決定するのは支部会員の意思であることには変わりありません。今後も支部会員の皆様の積極的な参加により、中部支部がより一層飛躍することを期待したいと思います。

### 2. 開催概要

- (1) 日時：12月1日(土)13時～  
2日(日)13時
- (2) 場所：あいち健康プラザ
- (3) 参加人数：15名
- (4) 参加費用：SAAJ 会員 /JSAG 会員  
10,000 円

### 3. スケジュール

<12月1日(土)>

- 13：00～ 受付開始
- 13：30～ 開会挨拶、本年度活動報告、来年度計画 (SAAJ/JSAG)
- 14：40～ 講演 (1)  
『大規模プロジェクトを失敗させない秘訣について』  
SAAJ 中部支部 /JSAG 中部支部  
栗山孝祐
- 15：30～ 講演 (2)  
『保証型情報セキュリティ監査の3類型と利用ケースの紹介』  
東邦ガス情報システム (株)  
澤田裕也

- 16：20～ グループ演習  
『SAAJ 中部支部 20年のあゆみ』  
のまとめ  
チーム1 (古代：～1998年)  
チーム2 (中世：1999～2003年)  
チーム3 (現代：2004～)
- 18：00～ 夕食/懇親会

<12月2日(日)>

- 7：00～ 朝食
- 9：00～ グループ演習
- 10：30～ グループ演習成果物発表
- 11：50～ 閉会挨拶
- 12：00～ 昼食/解散

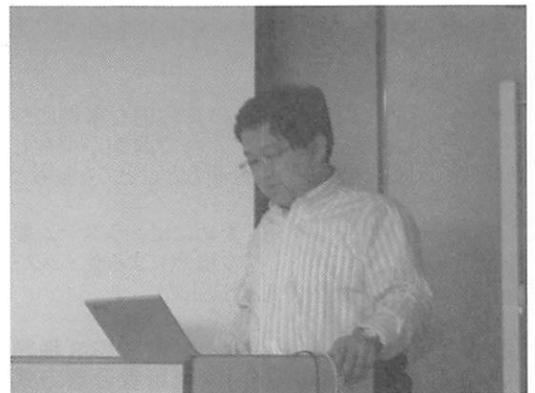
### 4. 講演

#### (1) 大規模プロジェクトを失敗させない秘訣について

発表 No.1233 栗山 孝祐  
要約 & コメント No.1276 杉山 浩一

<要約>

本講演は、自動車製造業及び流通業における大規模システム開発の経験が豊富である栗山氏により行われた。彼は現在、ITベンダのQMS推進統括部に所属し、開発費が1億円以上の大規模プロジェクトの支援活動を行っている。ここで得た経験をふまえて、大規模プロジェクトを失敗させないための秘訣について、具体的な事例を交えた講演が行われた。



プロジェクト失敗の実態としては、QCDいずれの観点においても、その大半が「超上流」工程(要求定義まで)に起因している。この要求定義が正しくないと、運用テストで問題が発生し、システムを修正するための膨大な追加コストが発生する。

要求定義が不十分となる理由として、ユーザ企業・ベンダ企業の相反する想いがあげられる。ユーザ企業は、「要件はできるだけじっくり詰めたい」「予算は早く投資判断するため早く欲しい」という想いがあることに対して、一方のベンダ企業は「要

件は一刻も早く確定したものが欲しい」「予算はリスクがあるので、なるべく後回しにしたい」という思いがある。ここにギャップが発生し、要求定義が不十分なものとなってしまふ。また、現業部門が「効率的な業務運用の視点」を重視することに対して、開発部門は「効率的なシステム開発の視点」を重視するが、ここでも要件と開発規模が膨張するといった問題が発生する。こうした状況を防ぐためには、経営層の参画による経営戦略の視点が重要である。この際、経営層、業務部門、システム部門、ベンダの役割と責任分担を明確にすることが重要である。

ITシステムの要件定義に関しては、「超上流から攻めるIT化の原理原則17ヶ条(IPA/SEC)」が参考になる。これは、システム開発における重要ポイントを短い言葉でまとめたものである。例えば、「原理原則1 ユーザとベンダの思いは相反する」「原理原則12 表現されない要件はシステムとして実現されない」など、ユーザ及びベンダの立場からとてもうまく記述されており、システム開発の現場で広く利用することができる。

発表者は、プロジェクト失敗防止策として、お客様とベンダの間で「曖昧」を減らすために、

- ・お客様とベンダは全階層で連携する
- ・プロジェクト計画書をバイブルにする
- ・要件定義書はチェックシートでお客様とベンダで共に確認する

といった取り組みを行っている。

プロジェクトを失敗しない秘訣は、「①要件の曖昧」「②キーマンの曖昧」「③役割分担の曖昧」「④計画の曖昧」といった「曖昧」を無くすことである。

<コメント>

当日の講演では、発表者の具体的な事例についても言及し、実際のプロジェクトで問題が発生した経緯、対処方法、原因分析など、とても参考となるものであった。

プロジェクトの失敗を防ぐためには、システム要件定義の段階で、第三者の視点によるチェック・監査の仕組みが必要であると感じた。

## (2)「保証型情報セキュリティ監査の3種類と利用ケースの紹介」-利用者合意方式を中心として

発表 東邦ガス情報システム(株) 澤田裕也様  
要約 & コメント No.6036 田中勝弘

<要約>

澤田様はNPO日本セキュリティ監査協会(JASA)の保証型情報セキュリティ監査促進プロジェクトのメンバーである。

講演は、JASAが現在検討を進めている「保証型監査」について、その概要と特徴を中心に行われた。

情報セキュリティ監査における「保証型監査」



とは、「監査の対象となる組織体の情報セキュリティに関わるマネジメントやマネジメントにおけるコントロールが監査手続きを実施した限りにおいて適切である旨(または不適切である旨)を伝達する形態」と定義しており、問題点の検出と改善への提言を行う「助言型監査」に対するものである。

「保証型監査」として情報セキュリティ監査人(監査人)が実施する監査手続きの十分性と監査報告書の利用者との関係により次のように区分している。(参考:各合意方式の概念フレームワーク)

- ・社会的合意方式  
被監査主体の監査結果を広く利害関係者に公表したい場合。
- ・利用者合意方式  
被監査主体(委託先)が、取引先(委託元)が期待する明確な基準に対して、その期待に応えていることについて保証を得たい場合。
- ・被監査主体合意方式  
被監査主体(受託先)として求められる事項の遵守について保証を得たい場合。

その中で、利用者合意方式についてポイントとなる、①言明書、②監査手続き、③監査報告書について要約する。

### ①言明書

「言明書」とは(被監査主体の)経営者が利用者に対して利用者の情報セキュリティ上の要求をどのように理解し、それに対してどのような情報セキュリティ対策(管理手続)を設計し運用しているかを明確にするために被監査主体が作成するものである。

これによりセキュリティ対策の責任が経営者にあることを示すと共に、監査対象が明確になる。

監査人の責務は「言明書」の信頼性を判断することになる。

「言明書」の内容として、

- ・宣言文(経営者の基本認識と対策への表明)
- ・マネジメントシステム設計の考え方
- ・管理手続(適用している情報セキュリティ対策)

を盛り込むことをイメージしている。

②監査手続き

情報セキュリティ監査においてはどの深さまで監査手続きを行えば「保証」を与えるに値するかについては明確な基準が存在しない。そこで、監査人は監査実施にあたり監査手続きを明確にし、(監査報告書)利用者との間で合意し、その範囲で監査を実施し保証することになる。

したがって、監査手続きは管理手続(情報セキュリティ対策)単位に、質問内容、閲覧する記録及び範囲、擬似的侵入などの再実施事項などを詳細に記載する必要がある。

③監査報告書

監査報告書の内容として監査結果、理由、合意した監査手続きとその結果を盛り込むことをイメージしている。

講演では現在「言明書」案が作成された段階で、監査計画策定を実施しているとの報告を受けた。また、サンプリングの方法、ツールの作成、工数や被監査主体の負担等を明らかにしておく必要があるとの説明された。

今後の課題として、

- ・利用者合意方式のパイロット監査を通じた知識の取得と体系化
- ・保証の意見形成(どの程度の心証を得たら保証を与えられるか)
- ・管理手続(情報セキュリティ対策)が不十分な場合でのリスク評価(つまり、ある対策に対して、人的、物理的、技術的の各対策を組み合わせているが、どの程度実施されていたら保証の対象になるかなどの対策の実施度合いと保証に対する考え方)
- ・品質保証
- ・プロジェクトの成果の還元
- ・監査手続きの研究
- ・被監査主体行為形式の具体化
- ・成熟度に対する保証の研究(企業全体評価の取組)

などがあるとの説明があった。

<コメント>

「保証型監査」の中の利用者合意方式について講演を受けたが、利用者が満足する「保証」の範囲及び程度と、監査工数増加を抑えた監査実施手法の確立がポイントであると感じた。

講演の中で、コストと監査人が負うべきリスクを被監査主体に負わせると市場性がなくなる点に留意する必要があるとの意見もあった。

また、「言明書」の作成や「監査手続きの合意」など「保証型監査」を適用するには、被監査主体、監査人の双方に、今まで以上に力量が求められると感じた。

参考：各合意方式の概念フレームワーク

	社会的合意	利用者合意	被監査主体合意
監査手続きの十分性の担保	社会的に合意された基準に照らして十分な監査手続きであるとの監査人の判断	監査目的に照らした監査手続きの十分性について利用者の合意が存在	監査目的に応じた手続きとして情報主体と監査主体が合意し、1次利用者の確認がある
実施する監査手続	監査人が必要と考える手続き	1次利用者とは合意した期待にこたえられる監査手続き	被監査主体と合意し利用者の確認を得た監査手続き
保証の内容	設計監査又は実装監査	設計監査又は実装監査	実装監査
保証の方法	意思表明方式	意見表明方式	結果報告方式
保証の対象	言明方式	言明方式	非言明方式
保証の対象とする期間	時点監査(期間監査も条件を満たせば可能)		時点監査又は期間監査
監査の対象範囲	監査の主題にかかわる重要部分を欠いていないこと		被監査主体と合意し利用者の確認を得た部分
報告書の利用者	不特定	特定された1次利用者に限定	
報告書記載	信じるに足る	期待する水準にある	結果を報告する

5. グループ演習 (3グループ)

(1) グループ1 (古代:1998年までのあゆみ)

メンバー：原、下谷、杉山、多田、早川  
報告者： No.1479 早川晃由

SAAJ 中部支部 20 年のあゆみの中で、中部支部設立から 1998 年までを「古代」としてグループ演習を進めた。この時期の最後の 4 年間を原氏が支部長として務められており、当時の行事やイベントなどを何う形で討議が進行した。

① 1988 ~ 1990 年

1988 年中部支部が設立され、当初は澤支部長のもとで、会員 7 名でスタートした。例会が年 2 回程度開催された。

② 1991 ~ 1994 年

1991 年からは西脇支部長となり、この頃から例会が年 6 回の開催になった。

③ 1995 ~ 1998 年

1995 年から原支部長に代わり、会員に会費を還元する趣旨から合宿が企画された。

第 1 回目の合宿は、1996 年に長野県で開催され、東京や他の支部からの参加者もあった。この合宿には、多彩なメンバーが参加しており、マルチライセンスの方も多く、公認会計士、中小企業診断士、技術士など、それぞれの専門の立場か

ら研修結果を発表し、幅広い視点で高度な成果が得られた。このスタイルが、後のシステム監査実践セミナーの原型となった。

1997年の第2回目の合宿は、岐阜県養老町で開催され、牡丹鍋を囲み会員相互の親睦を深めたそうである。

第3回の合宿は、1998年11月に長野県で開催され、ロサンゼルスからP.F.ドロッカーを師事するMITのDr マターナ氏を招いて講演が行われた。また、原支部長が支部長として最終の年であり、後輩に託す内容の講演をされている。

この講演の内容は、今回の研修発表でダイジェスト版として紹介された。

古代の時期は、SAAJ中部支部としての形が作られた時代であり、現在の中部支部運営の根幹となる様々なルールが醸成され、形成された時代であった。

<コメント>

最近の状況しか知らない会員にとっては、中部支部の生い立ちを知る絶好の機会となった。特に、この古代の時期から諸先輩の方々が、哲学を持っておられ、GIVE&GIVE&…&TAKE(たくさんのGIVE)の姿勢で、例会や行事を企画運営され、それが足跡となり道になり中部支部を盛り立てて来られた。

その重みを感じつつ理解を深めることができましたと思います。

## (2) グループ2 (中世：1999～2003年のあゆみ)

メンバー：萬代、山崎(拓)、栗山  
浦田、澤田

報告者： No.1575 浦田 学

<はじめに>

当グループでは、SAAJ中部支部20年の歴史の「中期」にあたる「中世」のまとめを担当した。本グループは当時を知らないメンバーが大半であったため、まず、当時支部長の萬代氏に当時を振り返りながらお話を聞いた。それをベースに「古代」から「中世」への変遷、そして20年の歴史の中での「中世」期の果たした役割についてディスカッションと発表を行った。

<中世の主な活動内容>

1999年度 支部長：堤薫氏

- ・会員同士の積極的な情報交換(Y2K問題など)
  - ・赤本の配布
  - ・例会の講演を2部構成にする(通常講演と年間テーマ(ISO9000など)に関する講演)
  - ・合宿(邦和セミナープラザ)
- ※堤氏が業務都合で支部長を退任、当時副支部長の萬代氏が支部長となる。

2000年度 支部長：萬代みどり氏

- ・「マルチメディア & VR めっせぎふ」開

催、岐阜県の後援を受ける

- ・合宿(ソフトピアジャパン)、中部通産局と(財)ソフトピアジャパンの後援を受ける

2001年度 支部長：萬代みどり氏

- ・ソフトピアでセミナーを実施(本部から理事を招聘)

- ・合宿(鹿の湯ホテル)

2002年度 支部長：山崎拓氏

- ・機関紙に積極的に投稿、中部支部の活動が数ページにわたって掲載される

- ・公認システム監査人認定制度創設に伴い、記念講演会開催

- ・合宿(ソフトピアジャパン)

2003年度 支部長：山崎拓氏

- ・SAAJのNPO化に伴い、大垣で記念フォーラム開催

- ・北信越支部の設立(中部支部から独立)

- ・合宿(あいち健康の森)

<中世の位置づけ>

「中世」では「何でもやってみよう、挑戦してみよう」という雰囲気生まれた。また、挑戦するだけでなく、運営する側からは参加者への心配りも忘れなかった。特に萬代氏が支部長の頃は、参加者一人一人がたくさん話してもらえよう場になることを、その場に参加して満足して帰ってもらえよう場にするのを心がけたとのことである。

「古代」の伝統を受け継ぎつつ、会を更により良いものにして行こうと積極的に挑戦し続けたこの時期は、SAAJ中部支部にとって、真に「変遷期」であったと言えよう。

## (3) グループ3 (現代：2004年～のあゆみ)

メンバー： 関口、若原

田中、山崎(敏)

報告者：No.1184 山田和夫

当グループでは、2004年以降の支部活動の経緯を取り纏め、その活動のあり方について議論を行った。



### ①活動経緯

活動は、例会と各種イベントに大別できる。例

会は、年間5回、1～9月の奇数月に行っている。

年度別のイベント実施の概況は、次の通りである。

<2004年>

- ・合宿：SAAJ/JSAG 中部支部合同合宿（11月 愛知県）
- ・国際交流事業：日中ソフトウェア産業発展交流会（3月 中国北京市）
- ・他団体交流など：中部北陸地区情報処理団体研究会（6月 富山市）
- ・4支部合同研究会（10月 大津市）
- ・マルチメディア & VR メッセ協賛セミナー（11月 大垣市）

<2005年>

- ・国際交流事業：日中IT技術者交流会（11月 中国蘇州市、上海市）
- ・他団体交流など：JSAG/SAAJ 中部合同オープンフォーラム（5月 大垣市）

<2006年>

- ・合宿：SAAJ/JSAG 中部支部合同合宿（11月 大垣市）
- ・国際交流事業：中国ITリーダー企業招へい事業（8月 名古屋市）
- ・日中IT技術者交流会とIT産業調査（11月 中国北京市、天津市）
- ・セミナー：システム監査実践セミナー（5月 名古屋市）
- ・他団体交流など：SAAJ 西日本支部合同研究会（10月 広島市）

<2007年>

- ・合宿：SAAJ/JSAG 中部支部合同合宿（12月 愛知県）
- ・国際交流事業：深セン先進技術研究院訪問（12月予定 中国深セン市）
- ・他団体交流など：SAAJ 西日本支部合同研究会（5月 福岡市）
- ・情報セキュリティ監査セミナー（12月予定 名古屋市）

## ②活動のあり方

「現代」においては、例会は安定して開催されており、「システムアナリスト協会」中部支部例会とが隔月に行われ、2団体の交流が図られているといえる。

各種イベントについては、この合宿を始め、他支部・他団体との合同イベントを通じた交流や講演会、システム監査実践セミナー、および、当支部の特色でもある「国際交流事業」として中国科学院計算技術研究所との交流などが、活発行われてきた。

今後の活動については、多くの意見が出て結論までには至っていないが、概ね以下の方向性を得ることができた。

まず、他団体との交流をより活性化していく。とりわけ国際交流事業については交流先を中国以外にも広げていきたい。

この話題は懇親会でも盛況であったように、会

員にとって魅力ある活動であると思われる。

国内においても、他団体との交流は構成員の限られた支部の活性化に有効であり、引き続き積極的に行っていく。

また、組織構成の工夫としては、支部長・副支部長・会計など運営に必須の部分は固定した構成とするが、イベント担当・研究開発担当などの役割については支部固有の活動に応じて担当を配置し、各種イベントに柔軟に対応していく。

## ③まとめ

当支部では、今後の活動を通じて支部を魅力あるものとすると共に、会員の満足度を高めていきたい。

私は「現代」から入会した会員で、当支部の歴史をよく知らずに参加してきたが、今回の演習を通して諸先輩の努力により現在に至った経緯がよくわかった。

私も微力ながら、今後の支部活動に貢献していきたいと考えている。

## 6. 合宿に参加して（感想）

### No615 萬代みどり

今年度の合宿のグループ演習課題は「SAAJ 中部支部の年表作成」でした。チーム編成は、1998年までを担当する「古代チーム」、同2003年までの「中世チーム」、それ以降の「現代チーム」の3チームです。過去の支部長は、それぞれの支部長時代のチームに加わります。私も「中世チーム」に加わり、自分が歴史的人物であると実感しました。

しかし、驚いたことは、「中世チーム」メンバー6人中その年代にSAAJ 会員であった人は、私を含む支部長経験者のたった2人だけだったことです。「古代チーム」の事情も同様でした。中部支部では世代交代が確実に進んでいたことに、このグループ演習を通じて気付きました。

そういえば、今回の合宿の講演を見ると、「保障型情報セキュリティ監査の3類型と利用ケースの紹介」は、新しい世界を開く活動の報告です。それに対して、「大規模プロジェクトを失敗させない秘訣について」は経験に裏打ちされたノウハウに基づく仕事の報告でした。そして、今回予定されていたものの残念ながら講演の無かった「大学改革の難しさについて」は、新しい世界にチャレンジした旧世代のお話だったはずですが、わずか、一泊二日の合宿であっても、いろいろな世代の情報がバランス良く混じっていることに気付きました。

これまで、「支部活動がマンネリ化してしまうから、新しい人にもっと加入してもらわなくては」「若手の活躍する場が少ないのでは」と、気を揉んでいましたが、心配無用でした。それどころか、このままだと私が中部支部の古代人になってしまいます。私も、新しい世界を自ら切り開いていかなければなりません。

私にとっては、周囲の方から学びと気付きをもらった合宿でした。ありがとうございました。

## 7. おわりに (当日のあいさつ)

日本システムアナリスト協会  
中部支部長下谷 幸信

2003年度より日本システムアナリスト協会(JSAG)中部支部と合同で合宿するようになり、はや今回で5回目となりました。親睦だけでなく、タイムリーな内容の講演、ヤグループディスカッションがあり、JSAG中部支部としても、1年の中で大きなイベントとして位置づけています。私、個人としても、楽しみにしているイベントです。世の中の仕組みが年々複雑になり、SAAJ、JSAGが果たすべきミッションも重くなってきたと感じております。今後も、組織の垣根を越えたさらなる連携をしていきたいと思えます。

### 第134回月例研究会報告

NO.1189 石原 眞

■日時:2007年11月6日(火) 18:30~20:30

■場所:御茶ノ水 総評会館

■テーマ:「情報システムの信頼性向上に関する取組みについて  
~情報システムの信頼性評価指標及び共通フレーム2007~」

#### ■講師

経済産業省 商務情報政策局 : 廣田和也氏  
(独) 情報処理推進機構 ソフトウェア・エンジニアリング・センター:

奥保正氏、室谷隆氏

経済産業省 ソフト開発力強化推進タスク  
フォース:

芳仲宏氏

#### 1. 講演の概要

今回は4名の講師を迎え、表題のテーマについて概要から要点までを全体網羅的に解説して頂きました。

情報システムの信頼性に関する現状について、社会インフラを担う情報システム障害の事例をあげながら、その重要性について解説されました。記憶に新しいものとしては、首都圏鉄道の自動改札機システム障害などを取り上げて、情報システムの信頼性の確保がいかに重要であるか、改めて認識する必要があるということです。また、情報システムの信頼性確保が難しくなってきた背景として、システムの大規模化・複雑化があり、金融機関システムを例にすると1980年代当時と比較して、プログラムの規模(行数)は10倍に増加しているそうです。金融機関以外の業種でも数倍に増加していると考えられ、システム化の範囲拡大、利用形態の多様化などから、保守・運用のプロセスも難易度が高くなっている状況です。

そのような背景の中、各企業における「情報システムの信頼性向上に関する取組み状況につい

て、「信頼性・安全性に関する目標水準の設定が不十分」、「事業継続計画が不十分」、「第三者による情報システムのレビュー及びシステム監査が不十分」という点が指摘されました。

上記の問題認識のもと、経済産業省では「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」、「情報システムの信頼性向上に関する評価指標(試行版)」を公表しており、現在「情報システムの信頼性向上のための緊急点検」の実施を進めているそうです。

また、「共通フレーム2007」の発刊、「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」の最終報告などを紹介され、

それらのガイドラインなどを参考にして、情報システムの信頼性向上に役立ててほしいとのことです。

#### 2. 共通フレーム2007

共通フレーム2007の位置づけとねらいは「ソフトウェア開発プロセスの正しい理解と適用を実現し、失敗リスクを低減させ、プロジェクトの生産性と品質を向上させ、日本のIT産業の競争力を強化する」というものです。内容は、ソフトウェアの構想から廃棄まで、企画・開発・運用・保守の作業内容を包括的に規定しており、ISO/IEC12207(JISX0160);ソフトウェアライフサイクルプロセス(SLCP)を日本独自に強化、拡張したものです。1998年に発表された「共通フレーム98」に必要な追加・修正がされたものですが、特に以下の点を重視して改訂されたそうです。

- (1) ビジネスを構築する観点からシステムを構築する。
- (2) システム構築は発注側と受注側の共同作業である。
- (3) 発注側担当者が行うべき作業を規定する。

具体的に拡張された部分は、「契約と合意」、「企画と要件定義」、「エンジニアリング」、「運用」、「品質管理」、そして「システム監査」ということで、システム監査人にとってもシステム監査の実践の中で利用しやすい構成になっています。

#### 3. 情報システムの信頼性向上に関するガイドライン

経済産業省が証券取引システムの障害など、社会インフラを支える情報システムの障害を重く見て、平成18年6月に公表したガイドラインです。このガイドラインは、情報システムが本来保持すべき信頼性・安全性を確実に具備させることを目的としており、情報システムの企画・開発から保守・運用に渡り遵守すべき事項(または遵守することが望ましい事項)を定めています。内容的には共通フレーム2007やシステム管理基準なども整合するものであり、あわせて参照することが出来ると思います。

このガイドラインでは、「安全性とは、主として人命、経済活動及び国民生活を脅かすことを未然に防ぐ性質をいう」と定義しています。

また、「重要インフラ」については、『他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下または利用不可能な状態に陥った場合に、我が国の国民生活または社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じるもの』とし、その対象として「情報通信」、「金融」、「航空」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス（地方自治体含む）」、「医療」、「水道」、「物流」の10分野をあげています。

#### 4. 感想

「共通フレーム 2007」、「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」とも、情報システムにまつわる全般を網羅的に規定しているものであり、いかに情報システムの全般統制が重要であるかということをお話しています。特に印象に残ることは、情報システムの構築は発注側と受注側が共同で行うものであり、発注側の役割や行うべきことを明確にして十分に機能させることが課題であるということとです。そのことが、信頼性、安全性、さらには効率性の向上を図る上で重要になってきているということをお話して、改めて認識することができました。

今回の研究会で紹介された文献を参考にして、情報システムの企画・開発・運用・保守の業務、またはシステム監査の実務に役立てていければ幸いです。

<書籍および資料の紹介>

- ・「共通フレーム 2007」(ISBN:9784274501562)  
著者：情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニア  
出版社：オーム社 価格：2,500円(税込み)

- ・「共通フレーム 2007 概説」

[https://sec.ipa.go.jp/download/files/event/2007/20070516/ESEC2007\\_LCP.pdf](https://sec.ipa.go.jp/download/files/event/2007/20070516/ESEC2007_LCP.pdf)

- ・「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン」

<http://www.meti.go.jp/press/20060615002/guideline.pdf>

- ・「情報システムの信頼性向上に関する評価指標（試行版）」

<http://www.meti.go.jp/press/20070413003/20070413003.html>

- ・「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」  
～情報システム・モデル取引・契約書～

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/keiyaku/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/index.html)

以上

## 自治体向け情報セキュリティセミナー

(昭島市)を開催しました。 法人部会

法人部会の活動として進めている「自治体向け情報セキュリティセミナー」について、今年度第3回目として、東京都昭島市様で平成20年1月21日および31日の2日間にわたって実施しました。

昭島市様は、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーの制定に早くから取り組まれており、市のホームページにも公表されています。情報セキュリティ、特に個人情報保護の徹底に重点的に取り組んでおられます。情報セキュリティに関する職員向けの研修も定期的に実施されており、今回は、当協会が講師派遣を依頼されました。

セミナーは対象者によって2つのコースを設定し、管理職向け研修を1回、一般職向け研修を3回実施しました。

- ・管理職向けは、情報漏えいの原因について事例を挙げて説明し、そうした事故を防ぐための情報セキュリティ対策、管理職として情報セキュリティを向上させるための指導の重要性、他の自治体の情報セキュリティに対する取り組み状況等について説明しました。

1月21日に実施し、参加者は約40名でした。

- ・一般職向けは、個人情報を取り扱っている市の全職員を対象に実施しました。内容は、個人情報の漏えいの仕組みや原因について事例を挙げて説明し、それに対する対策を具体的に説明しました。

1月21日、1月31日の午前・午後、計3回実施し、合わせて約200名が参加しました。

参加された皆さんは大変熱心に話を聞かれ、それぞれの部署で今後何をしなければならぬかを理解され、職場で情報セキュリティ対策を徹底させる決意を新たにいただけたと思います。

窓口になっていただいた昭島市総務部情報推進課、職員課の皆様、ありがとうございました。



### 新理事就任挨拶

#### 新任のご挨拶

榎本吉伸

昨年、月例会で内部統制に関する講演をさせていただいたことがご縁で協会メンバーに参加させていただき、この度、お世話になった皆様からのお勧めもあり理事の末席に加えさせていただきました。会計担当を仰せつかりましたので、よろしくお願い申し上げます。

さて私は、1972年キヤノン株式会社入社、事務管理課、経理部会計課、コンピュータ事業管理部等でITに関する基礎の学習。さらに、コンピュータ直販子会社の設立から販売企画、営業業務等およびキヤノン販売(株)にて販売店のコンピュータ導入支援業務等々をIT実務の実践。キヤノン(株)情報システム部門に戻り、全世界の連結グループを対象とする大規模プロジェクトIT事務局としてプロジェクトマネジメントを経験。キヤノンNTC(旧、日本タイプライター(株))では情報システム部門責任者として情報システム5ヵ年計画の立案・実施により情報システム環境を全面的に刷新。

その後はキヤノンに戻り、事業部管理業務改革プロジェクト推進を始めとしてさまざまな経営革新・業務改善プロジェクトに参画、一方で情報セキュリティ監査やISMS認証取得内部監査チーフを務め、数多くのシステム監査を社内でも実施いたしました。直近の3年間は、SOX法に基づく情報システム部門「内部統制プロジェクト」サブチーフとして内部統制の構築・運用・評価に従事。多くのプロジェクトメンバーと共に2006年度本番事業年度にて“有効”評価を得ることができました。

定年退職後は、このようなIT経験を社会に役立てるためシステムコンサルタントとして活動中。得意分野はITを活用した経営革新・業務改善等の推進コンサルティング、情報セキュリティ監査・ISO27001認証取得監査等のシステム監査全般および内部統制コンサルティング等々です。

ホームページ URL:

<http://homepagel.nifty.com/zilbe/yesyscon/index.htm>

### 理事退任挨拶

#### 理事退任にあたって

No.893 渡部 洋子

SAAJの皆さま、こんにちは。北海道支部の渡部です。このたび、北海道支部の支部長交代に伴いまして、理事を退任することになりました。

2002年の北海道支部創設以来6年間、皆さまから様々なご支援をいただきましたことを感謝申し上げます。皆さまのご支援のおかげで、北海道支部も順調に(?)成長を遂げ、支部員も最初の11名から法人会員も含めて29名となりました。まだまだ活発に活動しているとは言い難い部分もありますが、人間で言えばやっと小学校に上がったところ。長い目で暖かく見守ってやってくださいませ。

新支部長の大館さんにも、今まで以上のご支援をよろしくお願い申し上げます。私も副支部長で残りますし、いろいろな機会にお目にかかることがあると思います。お気軽に声をかけていただければ幸いです。ありがとうございます。

#### 退任挨拶

No.436 大石正人

総会、記念講演会と20周年記念イベントのスタートに参加しながら退任することになりました。担当された理事の皆様、準備段階から運営まで皆さま本当にお疲れ様でした。本当に充実した一日になりました。

会場一杯の参加者に現れている通り、また公認会計士協会増田会長のご発言にもありましたように、来年にかけての1年は、いろいろな意味で協会にとっても大切なタイミングと思います。

10の提言を着実に実現していくことが、当協会への負託に応えることになると思いますので、弊方も理事退任後ではありますが、微力ながら力を尽くしてまいりたいと思います。

協会の益々の発展を祈念致しますとともに、今後ともご厚誼のほどよろしくお願い申し上げます。

## 平成20年度第1回理事会議事録

日本システム監査人協会

1. 日時 平成20年1月10日(木)  
18:30 - 20:30

2. 場所 星陵会館 3F 会議室

3. 出席者 鈴木(信)、橘和、力、沼野、三谷、  
吉田(裕)、馬場、岩崎、蒲ヶ原、  
木村、桜井(由)、鈴木(実)、竹下、  
蓮見、原、松枝、  
近畿支部: 吉田(博)、  
九州支部: 福田、勝田(監事)

## 4. 議題

## 4.1 審議事項

- (1) 会員規定の変更について  
(名誉会員の設置、入会後6ヶ月しても入会金・会費を振り込まない会員の除名)
- (2) 定款の変更について  
(定款の収益事業を削除することの可否、第5条2項を、「本協会は、特定非営利活動のみを実施し、収益活動は実施しない」とすることの可否)  
(注) 本件は、予備審議事項として1月定例理事会の招集案内に記されていたが、定款の変更は、理事会の決議をへて総会へ提案する必要があるため、審議事項に変更した。
- (3) 平成20年度事業計画(案)について  
(注) 本件も、総会関連案件のため、審議事項として追加した。

4.3 報告事項  
各担当理事

## 5. 資料

- ① 特定非営利活動法人日本システム監査人協会会員規定(改訂案)(事務局)
- ② 特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款(改訂案)(事務局)
- ③ 平成20年度事業計画(案)(平成20年度予算申請状況資料を含む)(事務局)
- ④ 業務監査の結果報告(監事)

⑤ 創立20周年記念講演に関する確認事項  
(20周年PT)

## 6. 審議事項

- (1) 会員規定の変更について  
特定非営利活動法人日本システム監査人協会会員規定について、「名誉会員の設置、入会後6ヶ月しても入会金・会費を振り込まない会員の除名」の項目を追加する旨の提案説明があり、原案どおり承認された。

## &lt;変更箇所&gt;

特定非営利活動法人日本システム監査人協会会員規定

① 第2条に6項を追加する。

6 協会会長は、「正会員個人」で協会に著しい貢献があった会員を名誉会員に推薦することができる。理事会の承認により、名誉会員の入会金・年会費を免除することができる。

② 第6条に2項を追加する。

2 入会申込み後、6ヶ月以内に入会金・会費が未納の場合、理事会は、除名処分として処理することができる。

## (2) 定款の変更について

特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款について、「その他の事業(収益事業)」に関する事業の種類の規定について、削除する旨の説明があり、論議の結果、原案どおり承認された。

## &lt;変更箇所&gt;

特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款

① 第5条2項を削除する。

② 第5条3項を削除する。

- (3) 平成20年度事業計画(案)について
  - 1) 平成20年度事業計画(案)が、事務局から示され、本部の事業計画について、
    - I. 本部、1. 全般、(2)の部分を以下のとおり修正し、提案どおり承認された。
  - 「(2) 公認システム監査人制度の充実・発展
    - ① 公認システム監査人のさらなる社会的認知を目指し、公認システム監査人等の利用促進を図る。
    - ② 年2回春秋の公認申請の募集を継続する。
    - ③ 継続教育セミナーの年2回の実施を目指す。」

2) その他平成 20 年度事項計画 (案)  
関連事項

- ・本部を除く事業計画 (案) については、次回の理事会までに見直し、決定のこととする。
- ・平成 20 年度予算案については、会計担当提示の予算申請状況をベースに、再検討する。

7. 業務監査の結果報告

- (1) 勝田監事から、11 月 12 日に実施した業務監査について、「業務監査の結果報告」により理事会あての説明 (報告) があり、内容についての質疑を行った。
- (2) 理事会としての回答 (改善案) をとりまとめ、次回の理事会 (2 月 7 日) に諮った後、2 月 12 日までに監事あて正式回答することになった。

8. 理事報告事項

- (1) 創立 20 周年記念講演会に関する確認事項 (三谷)  
総会と記念講演会の開催について、体制等が明確に区分されていないので次のとおり整理し、準備を進める。
- ① 総会 (午前中) については、会員のみが対象であり、例年どおり事務局で対応する。  
午後の講演会については、20 周年 PT が対応のこととし準備を進める。
- ② メール、HP 申込みについては、原案を作成し、事務局に対応を依頼する。  
なお、申込み状況の把握については、20 周年 PT が行う。(月例会と同じ)
- ③ 受付等の対応のため、アルバイトを 3 名手配する。(木村理事に依頼)
- ④ 講演会のビデオ撮影について、事前に講師の承認を得ておく。
- (2) CSA の利用推進 (力)  
HP に掲載したので、理事も HP を確認しておいて欲しい。
- (3) 事務局 (馬場)
- ① 総会における役割分担等については、次回理事会で決定する。
- ② 午後の講演会の案内を、総会案内 (はがき) の中に、記載する。(略記)
- ③ 事務局のシステムのレベルアップ作業は 12 月末完了。実務への導入は、年度締め切りが完了した時点で、逐次行う予定

である。(岩崎)

(4) 会計 (蒲ヶ原)

- ① 各部会の平成 20 年度予算について、申請内容を確認してください。  
未申請の部会は早急に会計担当宛申請してください。
- ② 事務局経費については、別途予算計画を立てます。

(5) 事例研究会 (吉田 (裕))

- ① 第 5 回内部統制セミナーの開催  
1/28 ~ 30 参加予定者 (8 名)
- ② 第 11 回システム監査実務者セミナー  
2/9 から 1 泊 2 日×2 回  
参加予定者 (8 名)

(6) 個人情報保護監査研究会 (蓮見)

- 個人情報保護セミナー 4/18 (金) に実施する予定

(7) 会報 (竹下)

- ① 100 号を近日中に発行する、ページ数 50 ページ

(8) 特別教育セミナー (鈴木 (実))

- 平成 19 年度の修了者は、延べ 50 名である。

(9) 基準研究会 (松枝)

- ① 現在、IT 統制監査実践マニュアル、CD の最終校正を行っている。  
月例会には間に合わないが、総会において販売できる見込みである。

(10) 月例研究会 (沼野)

- 今月の月例研究会 (第 135 回)
- ① 開催日時、場所: 1/22 (火)、総評会館。
- ② テーマ: 「日本システム監査人協会編 J-SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル紹介」
- ③ 講師: システム監査基準研究会主査 松枝理事

(11) 教育研修委員会 (鈴木 (実))

- ① 公認システム監査人制度の特別認定講習の今年度実績は以下の通り。  
・受講者数は前年度とほぼ同数、ロイヤリティは、若干少ない状況。詳細は、事業報告にておこなう。

(12) 東北支部 (鈴木 (実))

- ① 平成 20 年度の支部総会は、26 日に行う。
- ② 役員交代を行い、若返りを図る。支部総会にて決定する。

< 以下メールでの報告事項 >

(13) 近畿支部

④第13回システム監査勉強会

日時:平成19年12月15日(土)

13:00~15:00

場所:大阪大学中之島センター  
2階 講義室1

テーマ1:「経済産業省“システム管理  
基準 追補版(財務報告に係る  
IT 統制ガイダンス)”の解説」

講師:監査法人トーマツ パートナー  
和貝 享介 氏

テーマ2:「[はじめての内部統制~どこ  
までやるのIT全般統制~]」

講師:元キヤノン株式会社  
榎本 吉伸 氏

出席者:36名

⑤近畿支部20周年記念シンポジウム第2回  
打ち合わせ会(予定)

日時:平成20年1月9日(水)

19:00~21:00

場所:大阪市立阿倍野市民学習セン  
ター 第1研修室

⑥2008年度支部総会(予定)

日時:平成20年1月18日(金)

18:30~19:15

場所:大阪市立総合生涯学習センター  
第1研修室(大阪駅前第2ビル  
5階)

内容:1 協会概況について  
(鈴木会長出席予定)  
2 支部規約制定について  
3 2006年度の活動報告  
4 2007-8年度の支部理事の選出  
5 2007年度の事業計画

⑦第106回定例研究会(予定)

日時:平成20年1月18日(金)

19:30~20:15

場所:大阪市立総合生涯学習センター  
第1研修室(大阪駅前第2  
ビル5階)

テーマ:「2007年度近畿支部実践セミナー  
の報告」

報告者:神尾 博 氏ほか

⑧J-SOX研究会 第6回打ち合わせ会(予定)

日時:平成20年2月1日(金)

19:00~21:00

場所:未定

講師:田淵 隆明氏

(14) 九州支部(福田)

①12月度月例会(第206回)兼九州支部  
総会

日時:平成19年12月22日(土)

14:00~17:00

会場:福岡市NPO・ボランティア交流セン  
ター セミナールーム

内容:平成19年度活動報告  
平成20年度活動計画、平成20年度支  
部役員改正

②1月度月例会(第207回)

日時:平成20年1月19日(土)

14:00~17:00

会場:福岡市NPO・ボランティア交流センター  
セミナールーム

(15) 法人部会(小野)

①自治体向け情報セキュリティセミナー

東京都昭島市様より正式に依頼をいた  
だき、実施します。

・実施日:1月21日、31日

・受講者:管理職30人程度、一般職240  
人程度(3回に分けて実施)

・講師:梅津顧問、小野

・有償セミナーです。

現在、内容の打合せおよび資料作成中です。  
終了後、会報に記事を投稿します。

②これからの10年アンケート分析

・会報記事は、すでに会報担当に送付済み。

・法人部会メンバーでアンケート結果の  
分析を行い、意見をとりまとめました。  
添付します。

・法人部会メンバーには多大な協力をい  
ただきましたが、法人部会としての作  
業はここまでです。

・添付資料を基に、理事各位、特に20周  
年プロジェクトメンバーで議論をして  
いきます。まずは、明日(8日)に20  
周年プロジェクトで議論します。

(16) 中四国支部(溝下)

①12月度月例会

日時:2007年12月13日(木)

18:30~20:30(2時間)

内容:(1)「システム監査これからの  
10年」(座談会)

(2)2007年事業報告、2008年  
事業計画、役員改選

②1月度月例会

日時:2008年1月23日(水)

18:30~20:30(2時間)

内容:「保証型情報セキュリティ監査の概  
念フレームワーク」(ビデオ視聴及  
び意見交換)

場所:広島市まちづくり市民交流プラザ  
研修室C

議長 鈴木 信夫  
議事録署名人 岩崎 昭一、馬場 孝悦



## 「個人情報保護マネジメントシステム構築のための実務者養成セミナー」のご案内

最近でも、個人情報の大量の漏洩事件が発生しています。セキュリティ対策に際限なく費用がかかるなど、マネジメントシステムの確立の重要性がさらに重要になっています。このセミナーは、JIPDECの「実施のためのガイドライン」、及び個人情報保護マネジメントシステム(PMS)構築の経験を持つベテラン講師によるPMS構築・新JIS移行のポイントを中心に講義します。PMS構築を目指す経営者、推進担当者、個人情報保護管理者、監査責任者等、すぐに役立つセミナーです。(各ご後援団体から推薦頂いています!!)

主催	NPO日本システム監査人協会
後援	(財)日本情報処理開発協会 / (社)日本印刷産業連合会 / (社)日本グラフィックサービス工業会 / (財)日本データ通信協会 / (社)コンピュータソフトウェア協会 / (社)全国学習塾協会 / (社)全日本冠婚葬祭互助会 / (社)日本情報システム・ユーザー協会 / (財)関西情報産業活性化センター / (財)くまもとテクノ産業財団 / NPO 法人みちのく情報セキュリティ推進機構 / ISACA (情報システムコントロール協会) 東京支部 / NPO 法人 IT コーディネータ協会 / (社)情報サービス産業協会
1. 日程	4月18日(金) 10:00～17:00 (9:45より受付開始します)
2. 場所	機械振興会館 6階67号室 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 案内図 <a href="http://www.jcmanet.or.jp/gaiyo/map_kaikan.htm">http://www.jcmanet.or.jp/gaiyo/map_kaikan.htm</a>
3. 内容(1)	10:00～12:00 「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」を中心として 講師 (財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク推進センター副センター長 関本 貢
(2)	13:00～16:30 「個人情報保護マネジメントシステム構築と新JIS対応の実務」 新JISによる申請 / 個人情報保護方針・個人情報保護基本規程の内容 / リスクの分析・評価、および個人情報の取得、利用、アクセス及び提供 / PMS文書作成上の留意点 講師 公認システム監査人 データリンクス株式会社 岩崎 昭一
(3)	16:30～17:00 個別相談会(希望者のみ)
4. セミナー時の必要テキスト	①「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」 (財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク推進センター編 日本規格協会発行) セミナー参加者特別販売価格:1,596円(税込み)、定価:1,995円(税込み) ②「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」 第2刷改訂版(NPO日本システム監査人協会監修 (株)工業調査会出版)付録CD-ROM (NPO日本システム監査人協会監修 (株)工業調査会出版)付録CD-ROM「すぐに使える書式・規程のサンプル集(JIPDEC「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」対応版)」を含む セミナー参加者特別販売価格:3,360円(税込み)、定価:4,200円(税込み)
5. 継続教育等の認定	・公認システム監査人・システム監査人補における継続教育時間として認定(6時間相当) ・ITコーディネータ継続教育(5.5時間相当)
6. 受講料	NPO日本システム監査人協会会員、及び後援団体の会員(会員企業内の個人を含む) 20,000円(消費税込み) 非会員は、24,000円(消費税込み)
7. 募集人数	30人
8. 担当者連絡先	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-8-8 共同ビル(市場通り) NPO日本システム監査人協会 担当者 蓮見節夫 E-MAIL アドレス <a href="mailto:hasumi-setuo@nifty.com">hasumi-setuo@nifty.com</a>

## 9. 申し込み方法

(NPO 日本システム監査人協会ホームページ <http://www.saaj.or.jp/> にも掲載しています)

(1) 受講料を下記に振り込んでください。

三菱東京 UFJ 銀行 浜松町支店 普通 口座番号 4581613

口座名義人名 日本システム監査人協会 個人情報保護監査研究会 理事 蓮見節夫

(2) 申込期限 平成 20 年 4 月 15 日(火) (定員に達した場合、上記ホームページに掲載)

(3) 受講料を振り込んだ後、下記の参加申込書に必要事項を記入し、受講料振り込み票の写し(または振込みを確認できる書類)を添付して、下記あて FAX 送付してください。振り込み手数料は申込者でご負担をお願いします。

FAX 03-3666-6342 送付先の宛名 NPO 日本システム監査人協会 PMS セミナー係

----- F A X 送 信 用 -----

NPO 日本システム監査人協会 宛 年 月 日

「個人情報保護マネジメントシステム構築のための実務者養成セミナー」申込書

①会員区分 (1) NPO 日本システム監査人協会 (2) (財) 日本情報処理開発協会 (3) (社) 日本印刷産業連合会 (4) (社) 日本グラフィックサービス工業会 (5) (財) 日本データ通信協会 (6) (社) コンピュータソフトウェア協会 (7) (社) 全国学習塾協会 (8) (社) 全日本冠婚葬祭互助会 (9) (社) 日本情報システム・ユーザー協会 (10) (財) 関西情報・産業活性化センター (11) (財) くまもとテクノ産業財団 (12) NPO 法人みちのく情報セキュリティ推進機構 (13) ISACA (情報システムコントロール協会) 東京支部 (14) NPO 法人 IT コーディネータ協会 (15) システム監査学会 (16) 情報サービス産業協会

## ②金額の確認

受講料 20,000 円 会員区分 ( ) (1) から (16) のいずれか  
24,000 円 会員区分①の (1) から (16) に該当しない方

[要/不要] 1,596 円 「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン」

[要/不要] 3,360 円 「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」

合計 \_\_\_\_\_ 円

## ③所属企業名:

(個人の場合は不要)

## ④参加者氏名:

## ⑤連絡先 E-Mail アドレス:

⑥領収書発行希望: あり(あて先:所属企業名/参加者名) なし

⑦ITコーディネータ継続教育として参加する方: ITC認定番号

⑧受講料振り込み票(または振込みを確認できる書類)を添付してください

(以上の個人情報は、セミナー受講の事務処理に必要な範囲でのみ使用します。なお、今後PMS関連セミナーのご案内を要望する方は、その旨ご記入をお願いします。)

《編集後記》

協会創立 20 周年を迎えさらなる飛躍を期して平成 20 年の活動が始まった。第 7 期総会の後の記念講演会を聴講すると、経営における IT 戦略の高度化が進む中で、システム監査の役割がますます重要となることを痛感した。そのためにはシステム管理基準の整備というよりはシステム管理技術体系の一層の進化・拡充が必要と思われる。システム監査人が対象とする経営・情報システムのあるべき姿を常に追求し、確かな観察眼を持ち続けるには根気と情熱の継続が必要だ。熱気があふれる講演会の聴衆を見ていると心強いかぎりだった。(NT)

SAAJ の活動紹介 (最新刊 J-SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル)

SAAJ が監修した実務者向け書籍を紹介します。  
SAAJ の各専門部会の会員が中心に執筆しております。  
いづれも、実務書籍として高い評価をいただいております。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">1</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">2</div>	
		<p>1. 情報システム監査実践マニュアル (通称、赤本)</p> <p>2. 個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル (通称、緑本)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">3</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">4</div>	<p>3. J-SOX 対応 IT 統制監査実践マニュアル (通称、黄色本)</p> <p>4. システム監査・情報セキュリティ監査ハンドブック (通称、ハンドブック)</p>

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会  
 発行人 鈴木 信夫  
 事務局 〒103-0025  
 東京都中央区日本橋茅場町 2-8-8  
 共同ビル (市場通り) 6 階 65 号室  
 TEL.03 (3666) 6341 FAX.03 (3666) 6342  
 事務局メール: saajkl@titan.ocn.ne.jp  
 ホームページ http://www.saaj.or.jp/

会報担当委員  
 竹下 和孝 須田 勉  
 富山 伸夫 木村 陽一  
 吉田 裕孝 藤野 明夫  
 仲 厚吉 山田 正寛  
 森本 哲也

※会員のみなさまからの投稿 (連載、随筆等何でも OK) を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。  
 会報担当メール: saaj-kaihoh@yahoogroups.jp